

農林水産省

平成 25 年度海外農業・貿易事情調査分析事業(欧州)

報告書

第 III 部

EU における動物福祉（アニマルウェルフェア）政策の概要

2014 年 3 月

株式会社 農林中金総合研究所

平澤明彦

はじめに

本報告書は農林水産省「平成 25 年度海外農業・貿易事情調査分析事業（欧州）」のうち、EU における動物福祉（アニマルウェルフェア）政策の概要に関する調査結果を取りまとめたものである。

本調査の目的は、EU ではどのような考え方のもとに動物福祉政策が行われているのかを踏まえた上で、農業部門に関わる現行制度を中心に概要を整理し、政策の全体像を示すことである。日本は現在 EU との間で経済連携協定（EPA）の交渉を進めており、こうした情報の提供は時宜に適ったことと思われる。

欧州における動物福祉はもともとキリスト教の教義に由来している。しかし現在では動物衛生、食品の質と安全、人間の健康、環境とのつながりが強く意識され、また科学的な裏付けをもった各種規制がなされている。先駆的な取組みはおもに英国で進み、やがて各国共通の最低基準として EU 法規が整備された。

EU は動物福祉に関する法規を 1974 年以降順次拡充してきており、2006 年からは包括的な戦略を策定している。また 2009 年には基本条約（EU 機能条約）にも動物福祉の尊重を盛り込んだ。さらに対外的にも世界動物保健機関（OIE）や二国間の自由貿易協定（FTA）を通じて動物福祉の基準導入を働きかけている。

しかしその一方で EU は、動物福祉に対する取組み姿勢の加盟国間の相違や、加盟国による法規不順守、消費者の認知度不足などの問題を抱えている。現在は 2012-2015 年の動物福祉戦略でこうした課題に対処しながら、新たな規制手法の検討を進めている。

OIE の規約は国際基準として我が国の畜産にも大きな影響がある。今後の国際的進展を把握する上でも、世界の動物福祉政策を先導する EU の状況を把握することは有益であろう。

本調査を進めるにあたっては以下の有識者（五十音順）による検討委員会を組織し、3 回の検討会を開催した。

石井 圭一	東北大学大学院 准教授
和泉 真理	一般社団法人 J C 総研 客員研究員
市田 知子	明治大学 教授
永松 美希	日本獣医生命科学大学 教授

本調査と報告書の執筆は農林中金総合研究所の平澤明彦が担当した。

2014年3月

目 次

はじめに	i
目次	ii
1 動物福祉の歴史	1
1-1 動物福祉思想の起源：キリスト教	1
1-1-1 聖書に由来する概念	1
1-1-2 プロテスタントによる再発見と成文法	2
1-2 世論の支持に基づく動物保護政策の成立	2
1-2-1 動物保護の広がり	2
1-2-2 英国の法律制定	2
1-3 現代英国における進展	3
1-4 今日的な考え方	4
1-4-1 健康，食品安全性，環境，科学	4
1-4-2 もう一つの流れ：動物の権利	5
2 EUにおける動物福祉	6
2-1 欧州評議会による動物保護協定	6
2-2 動物福祉に関するEU法の性格	6
2-2-1 EU法の種類と性格	7
2-2-2 一次法の重要性	7
2-3 EUにおける政策の沿革	8
2-3-1 規制の開始	8
2-3-2 欧州協定を受けた規制の本格化	8
2-4 基本条約における動物福祉の位置づけ	9
2-5 EU機関と加盟国の役割	10
2-5-1 欧州委員会および欧州食品安全庁	10
2-5-2 加盟国の管轄と役割	11
3 現行制度	12
3-1 動物福祉政策の枠組み	12

3-1-1 EUの管轄分野.....	12
3-1-2 農用動物の動物福祉基準・規制	12
3-1-3 実験用動物	13
3-1-4 野生動物.....	13
3-1-5 研究.....	13
3-1-6 コミュニケーション活動	14
3-2 農用動物指令	14
3-2-1 概要.....	14
3-2-2 背景.....	15
3-2-3 おもな規定	15
3-3 採卵鶏指令.....	17
3-3-1 概要.....	17
3-3-2 背景.....	17
3-3-3 おもな規定	18
3-4 豚指令.....	19
3-4-1 概要.....	19
3-4-2 背景.....	20
3-4-3 おもな規定	20
3-5 子牛指令	22
3-5-1 概要.....	22
3-5-2 背景.....	22
3-5-3 おもな規定	23
3-6 肉用鶏指令.....	24
3-6-1 概要.....	24
3-6-2 背景.....	24
3-6-3 おもな規定	24
3-7 屠殺規則	27
3-7-1 概要.....	27
3-7-2 背景.....	27
3-7-3 おもな規定	28
3-8 輸送規則	30
3-8-1 概要.....	30
3-8-2 背景.....	31
3-8-3 おもな規定	31
3-9 有機規則	34
3-9-1 概要.....	34

3-9-2	背景	35
3-9-3	おもな規定	35
3-10	CAPにおける動物福祉の施策	37
3-10-1	クロスコンプライアンス（直接支払い）	38
3-10-2	牛の生体輸出補助金（市場施策）	38
3-10-3	農村振興政策における動物福祉支	38
4	動物福祉政策の課題と対応	40
4-1	規制の施行とその影響	40
4-1-1	加盟国の順守問題	40
4-1-2	豚の産地移動	41
4-2	国際的な側面	41
4-2-1	競争上の懸念	41
4-2-2	対外的な取組み	42
4-3	2012-2015年の動物福祉戦略	43
4-3-1	現状の課題	43
4-3-2	基本方策	44
4-3-3	具体的な取組み事項	46
4-3-4	戦略の向かう方向	47

1 動物福祉の歴史

日本においてはそもそも動物福祉という概念自体、畜産分野や動物保護分野以外ではまだ比較的馴染みが薄いと思われる。また動物福祉は日本とは異なる思想的伝統を持つ西洋で生まれたものであり、独特の考え方に基づいている。

そこでまず本章では、動物福祉はどのような考え方に基づいているのか、またそれはどのように形成されてきたのかといった点についてやや詳しく説明し、あわせて先駆的な英国等の法制化について紹介する。

1-1 動物福祉思想の起源：キリスト教

1-1-1 聖書に由来する概念

紀元前800年から200年の時代に、中国（孔子・老子）、インド、ペルシャ（ゾロアスター）、イスラエル、ギリシャで、他者への愛や助力をきわめて重要視する思想が発生した（注1）。

そのうちインドのマハーヴィーラ（ジャイナ教の教祖）、ブッダ、ヴィヤーサ（ヒンドゥー教の改革者）と、ギリシャのピタゴラス、そしてイスラエルの後期預言者達は、動物を人間と同様に愛すべきだとした。これらの思想家は、後期預言者を除き、いずれも食用および犠牲のための屠殺を禁じた。そのため、ジャイナ教徒の圧倒的多数と、多くの仏教徒・ヒンドゥー教徒は今日に至るまで多くが菜食主義である。

ユダヤ教においては、動物の虐待と生贄を止めようとする後期預言者の主張を受けて、動物福祉（動物に与える不要な苦痛を避ける限りにおいて動物を奴隷化し屠殺できるという信念）がヘブライ語聖書に記された。これによって人間と動物の二重基準が成立した。また Phelps (2007: 46, 48)によれば、聖書は動物の（食料、衣類、労働力、輸送手段等としての）利用を認めると同時に動物の尊重を求めている。そのためユダヤ教では、人間は動物を利用してよいが、ただし優しく思いやりをもって扱い、殺すべき時には素早く苦しみを与えないようにしなければならないと定めた（「聖書の妥協」）。今日この妥協は「動物福祉」と呼ばれる。

しかし、東地中海にキリスト教を広め、キリスト教の教義形成に貢献したパウロは、聖書の妥協と（後期預言者による動物と人間の）道徳的単一性を退け、ギリシャの哲学的伝統（アリストテレスや、ストア学派。動物は人間の便益のためにのみ存在し、望むままに搾取・屠殺してよい）を支持した。

その結果、4世紀にローマ帝国がキリスト教に改宗して以降、プロテスタントの宗教改革まで千年以上の間キリスト教ヨーロッパにおける動物擁護運動は事実上消え去った。中世の神学者たち（聖アウグスティヌスや、トマス・アクィナス）はアリストテレス的な

教義を教え、理性的な魂を持つ存在たる人間のみが倫理的な扱いを受ける権利を有しており、動物に対する直接的な道徳的責務はないとした。

1-1-2 プロテスタントによる再発見と成文法

近世になってプロテスタントの神学者たち（ジョン・カルヴァンやジョン・ウェスレー）は、ヘブライ語聖書の中に「聖書の妥協」を発見してその教えを広めた。すなわち人間のために動物を搾取・屠殺してよいが、その利用に不可欠でない限り動物のあらゆる苦痛を避けねばならない。Phelps(2007: 48)によれば、この聖書の妥協は啓蒙主義以降 1970 年代前半に至るまで、欧州と北米における動物福祉思想を支えた。

1641 年に清教徒の聖職者ナサニエル・ワードは、(アメリカのニューイングランドにある)マサチューセッツ湾植民地の法典「マサチューセッツ自由法典 (Massachusetts Body of Liberties)」を編纂した。曰く、「何人も、通常人間の利用のために飼われている動物に対して、虐待や残酷な行為を働いてはならない。」これが西洋世界で最初の動物福祉法となった。

このように、プロテスタントや英国教会（次節を参照）は、欧米における動物福祉概念の再生と普及に大きな役割を果たした。その一方、カトリック教会は 1992 年まで動物福祉を完全には認めなかった。

1-2 世論の支持に基づく動物保護政策の成立

1-2-1 動物保護の広がり

プロテスタント宗教改革と啓蒙主義によって聖書の妥協は西洋の動物思想の中心になったが、しかしその関心が哲学者や宗教思想家を越えて広がったのは 18 世紀後半のことであった。その結果、18 世紀までの動物保護の歴史は精神史であったのに対して、19 世紀以降のそれは運動史あるいは政治史となった(Phelps 2007)。

17 世紀から 18 世紀にかけて、さまざまな新しい思潮によって動物に対する旧来の見方が揺らいでいった (Radford 2001: pp.19-28)。具体的には諸分野における科学の進歩、芸術における自然の賛美、プロテスタントの伝える聖書の教え（聖書の妥協）、普遍的人権、功利主義などである。とくに科学の進歩（地動説や、世界の探検と未知の生物種、人類発生前の絶滅種、動物と人体の組織の類似、種の進化の概念など）によって、世界が人間だけのために創造された、あるいは人間だけが特別であるという考えは弱まった。またベンサム（功利主義を体系化した）やルソーなどの 18 世紀の思想家は、感受性のある存在として動物の尊重を主張した。そして動物が喜びと苦痛を感じるという認識は、動物の虐待に対する非難につながっていった。

1-2-2 英国の法律制定

欧州における法律制定の最初の例は英国であり、他の諸国に大きな影響を与えた。

1776年に英国教会のハンフリー・プリマット神父が『動物に対する慈悲の責務と残酷な行為の罪』を刊行し、動物福祉は一般公衆の注目するところとなった(Phelps 2009)。そして19世紀初頭になると、イングランドで世界初の動物保護に関する広範な大衆運動が発達した(Phelps 2007)。

こうした流れを受けて1800年に初めて動物保護の法案が議会で審議され、その後1809年の法案を経て、1822年に初めて「残酷で不適切な牛の扱いを防止するための法律」（マーチン法とも呼ばれる）が成立した(Phelps 2007)。これはマサチューセッツ自由法典に続き近代世界で2つ目の動物福祉法となった。この法律に基づく告発や、公衆への啓蒙を行う組織が作られ、1840年にはヴィクトリア女王の後援を得て現行の王立動物虐待防止協会となった。

その後英国では、一連の立法により保護の対象となる分野と動物の種類が拡大し、1911年には各種の虐待防止法令を統合・拡張した「1911年動物保護法」が成立した。これもまた世界に先駆けたものであった（松木・永松 2004: p.15）。さらにその後多数の個別法が制定されたが、近年になって「2006年動物福祉法」に統合・現代化された（地球生物会議 2007）。

なお、Hardouin-Fugier（2006）によれば、1920年代まで大陸欧州各地では、公衆の面前での動物虐待（道徳上の悪影響が懸念される）のみが規制の対象であったが、やがてそうした条件は外されていった。

1-3 現代英国における進展

現代における動物福祉政策においてもまた、1960年代半ば以降の英国における展開が先駆的な事例となった。

農薬の害を警告した『沈黙の春』（レイチェル・カーソン、1962年）の影響を受けて、英国で1964年にルース・ハリソンの著した『アニマルマシーン』が出版された。この書籍は集約的工業的畜産の残虐性を批判し、欧州一般市民の関心を喚起した（松木・永松 2004: pp.15-16）。その結果、英国農業省は「集約的畜産システムの下にある農用動物の福祉に関する調査のための専門家委員会」（ブランベル委員会として知られる）を設置した(Knierim *et al.* 2011: p.292)。

1965年のブランベル報告書は、動物は「立ち上がり、横になり、向きを変え、毛繕いをし、肢を伸ばす」自由（「ブランベルの5つの自由」）を持つべきだと表明し（注2）、正確な飼育基準を作るために応用動物行動学の進展が重要であると指摘した。動物の飼育基準を策定する動きは西欧全体に広がり、欧州評議会による一連の動物保護協定（2-1を参照）につながった（佐藤 2005: p.9）。また1968年に英国が制定した農業（雑条項）法ははじめて家畜の「福祉」を具体的な施策として盛り込み（Radford 2001: p.264）、その後EUで整備された豚、牛、バタリー鶏に関する指令と規則の原型となった（松木・永松 2004: p.16）。

英国農業省はブランベル報告書を受けて農用動物福祉諮問委員会（FAWAC）を設置し、

1979年には農用動物福祉審議会（FAWC）へと移行した。これら2つの組織のいずれか（注3）が遅くとも1979年までに動物福祉の理想的な状態を定義する枠組みとして、「5つの自由」をまとめた。5つの自由はその後（1992-1993年）FAWCによって手直しされた。

（5つの自由）

1. 飢えと渇きからの自由
 - － 新鮮な水と、十分な健康と活力を維持する食物をすぐに利用できることによる
2. 不快からの自由
 - － すみかと快適な休息場所を含む適切な環境を与えることによる
3. 痛み、怪我、病気からの自由
 - － 予防あるいは速やかな診断と治療による
4. 正常な行動を発現する自由
 - － 十分な場所、適当な施設、および同じ種類の動物との交流による
5. 恐怖と苦悩からの自由
 - － 精神的苦痛を避ける条件と扱いの確保による

その後5つの自由は英国および各国において多くの立法の基礎となってきた。また2011年4月に設立された後継組織である農用動物福祉委員会（FAWC）の基礎となっている。

ただし近年になってFAWCは農業における動物福祉の最低基準は5つの自由を上回るべきであり、動物が自身の観点からみて生きるに値する生活を送っているかどうかを照らして定めるべきであると提案した。

1-4 今日的な考え方

1-4-1 健康、食品安全性、環境、科学

現在、動物福祉政策に対する世論の支持は、単に動物に対する倫理のみから来ているわけではなく、その背景には工業的と揶揄される集約的な畜産への反省がある。

集約的な畜産では、家畜の病気と薬品の多用、環境汚染の問題が深刻となり、人の健康への影響や食品安全性、畜産物の品質に対する懸念が持たれるようになった。その最たるものがBSE（狂牛病）であった。また密飼いと広域大量輸送は口蹄疫などの家畜の病気の

規模な発生と広範な広がりにも寄与している。

動物を心身ともに健康に飼養することは、動物福祉に資するだけでなく、こうした問題への対応策とも重なっている。そのため動物福祉、家畜衛生、食品安全性の分野における政策は密接な関係がある。

Benett & Appleby (2011: p.252) によれば、動物福祉は感情に関わる問題であり、EU では様々な非政府組織が関与している。しかしそれと同時に、動物衛生・食品の品質／安全性・人間の健康・環境とのつながりも強い。そのために動物福祉は EU において重要な政治課題となっている。

また、動物保護の範囲が動物に対する暴力などの明らかな虐待の禁止から、生理的必要や種固有の行動の要求を満たす方向（福祉）へと拡充されるとともに、動物の心身の状態を明らかにする科学的な取組みが強化された。生理学、動物行動学、畜産学、病理学などの領域横断的な科学研究を根拠として政策や各種基準が検討されるようになった。

1-4-2 もう一つの流れ：動物の権利

Regan (2009: p.36) と Francione (2009: pp.38-39) によれば、かつて動物倫理においては動物福祉の考え方が支配的であった。しかし 1970 年代以降は「動物の権利」が台頭し、現在は動物福祉とともに重要な地位を占めている。動物の権利は、動物福祉と異なり動物の使用（研究、食料、狩猟など）を認めない点が特徴である。その影響を受けて、多くの新しい動物福祉論者たちは動物搾取の廃止を長期的な目標としつつ、そのための手段として短期的には動物利用にかかる規制の改善を唱道するようになった。この立場は動物の道徳的重要性に対する関心を次第に高めて動物利用の廃止（または大幅な削減）を実現しようとするものであり、北米・南米・欧州で多くの大きな動物団体によって推進されている。また近年は英国教会やユダヤ教関係者の間にも、聖書の妥協にとどまらず、動物は人間と道徳的に同等であるというキリストや後期予言者の見方を伝える例がみられる (Phelps 2009: p.483, 485)。

(注 1) 以下、本項は特に断らない限り Phelps (2009) による。

(注 2) 5つの自由については農用動物福祉委員会 (FAWC) の Web サイトによる

(<http://www.defra.gov.uk/fawc/about/five-freedoms/> last modified March 31, 2011)。

(注 3) 前注の Web サイトによると、いずれであったかは不明。

2 EUにおける動物福祉

2-1 欧州評議会による動物保護協定

EUにおける動物福祉政策の導入には、欧州評議会が大きな役割を果たした。欧州評議会（注4）は人権などの分野で活動する欧州の国際機関であり、EU加盟国はいずれもこの機関に加盟している。

欧州評議会の取組みはしばしば条約の形をとり、現在200の条約がある。欧州評議会はこれまでに動物福祉に関する5つの協定（国際輸送、農用動物、屠畜、実験、ペット）を成立させており、EUはこれに署名している（注5）。そのうち農業に関係する協定は最初の3つである（以下、本報告書ではそれぞれ欧州国際輸送動物協定、欧州農用動物協定、欧州屠畜動物協定と呼ぶ）。欧州評議会が動物福祉に取り組んだ理由は、欧州評議会の主な活動分野である人権擁護が、動物の尊重と切り離せない関係にあるとの認識による（コックス2005）という（注6）。

動物福祉関連の欧州協定

- (1968年) 国際輸送中における動物の保護に関する欧州協定（2003年改定）
- (1976年) 農用目的で飼養される動物の保護に関する欧州協定（1992年改定）
- (1979年) 屠畜される動物の保護に関する欧州協定
- (1986年) 実験その他の科学的目的に使用される脊椎動物の保護に関する欧州協定
- (1987年) ペット動物の保護に関する欧州協定

5つの国際協定はいずれも「動物に不必要な苦痛あるいは障害を与えるのを避け、動物特有の生理的・行動上の要求に合った条件を用意することを目的としている」。また各協定の原則について、さらに詳細な情報を提供する勧告も採択されている（アップルビー&ヒューズ2009: p.252）。

EUでは、これらの協定を履行するために各種の指令を定めている。実際のところ、動物福祉に関する指令の大部分は欧州評議会の国際協定と勧告に基づいている（アップルビー&ヒューズ2009: p.254）。

なお、DG SANCO（2010: p.21）によれば欧州評議会は2010年に動物福祉に関する活動を中止した。

2-2 動物福祉に関するEU法の性格

以下ではEUの動物福祉政策に関わる範囲で、EU法の枠組みについて説明する。こうし

た事項の理解は、EU 段階における動物福祉政策の位置づけや個々の施策の性格、あるいは EU と加盟国の役割分担を把握するうえで欠かせない。

2-2-1 EU 法の種類と性格

EU の基本条約である EU 条約と EU 機能条約は第一次法（あるいは一次法）と呼ばれる。それに対して基本条約の規定に基づき EU 機関が制定する法令（派生法）は第二次法（あるいは二次法）と呼ばれ、「規則」「指令」「決定」などの種類がある（庄司 2013: p.198）。また二次法には理由が付さなければならぬ（EU 機能条約 296 条）。

EU における畜産種類別の動物福祉関連法令はいずれも「指令」である。指令は達成すべき目的についてすべての加盟国を拘束するが、形式と手段の選択は国内機関に委ねられる（EU 機能条約第 288 条）。つまり加盟国は指令に従って具体的な国内法令を整備する義務がある。ただし近年 EU に加盟した国の一部には、動物福祉分野のについて最長 10 年間の猶予（Benett & Appleby 2011: p.251）が与えられている。また、農用動物の動物福祉に関する指令はいずれも EU 共通の最低基準であり、加盟国は任意でより高度な福祉基準を独自に設けることができる（注 7）。

それに対して「規則」は全体が拘束力を有し、すべての加盟国において直接適用可能（EU 機能条約第 288 条）、つまり国内立法がなくとも実施される（庄司 2013: p.252）。動物の輸送や屠畜の例では、当初は指令として導入されたルールが、より統一的な基準が必要となったために規則へ移行した。

また、「決定」はその名宛人のみを拘束する。

動物福祉に関する EU 法は経済的な性格が強い。EEC を設立したローマ条約（1957 年）の本来の目的は経済的なものであり、とりわけ加盟国間の自由貿易の促進に重点があった（Radford 2001: p.141）。そのため動物の保護に関する EU 法は元来、第一義的には各加盟国で支配的な条件の間の相違を最小化して EU 単一市場における競争の歪曲を防ぐことを意図している。農業、輸送、屠殺における動物保護の EU 法は、EC 条約の 37 条（共通農業政策と共通組織の策定。現 EU 機能条約の 43 条にあたる）に基づいている（Radford 2001: p.145）。

2-2-2 一次法の重要性

動物福祉の具体的な施策は二次法によっているが、その基礎となる基本条約の規定も重要である。EU 条約は EU の管轄範囲および管轄権の行使基準について以下の原則を定めている（小林 2009: p.11-12 を参照）。

- ・限定的個別授権の原則： EU は、加盟国が二条約（EU 条約と EU 機能条約）において EU に委譲した管轄権の範囲内でのみ行動する（5 条 2 項）。
- ・補完性の原則： EU の排他的管轄権に属さない分野においては、EU は検討中の措置

の目標が、加盟国によって十分に達成できず、その範囲または効果のゆえに EU でより良く達成できる場合に、かつその限りにおいてのみ行動する（5条2項）。

- ・比例性の原則： EU の措置は内容的にも形式的にも、二条約の目標を達成するのに必要な限度を超えない（5条3項）。

したがって動物福祉に関する二次法を制定する際は、基本条約（とくに EU 機能条約）における動物福祉の位置づけあるいはそれ以外の根拠と、EU 段階の施策の必要性、および施策の限定が問われることになる。

2-3 EUにおける政策の沿革

2-3-1 規制の開始

EU 内でも加盟国によって動物福祉に対する態度は異なっている。欧州北部と西部の国々では関心がより強く、動物福祉を保護する法律も広範かつ詳細な傾向にあるのに対して、南部および東部の国々ではその逆の傾向にある(Benett & Appleby 2011: p.249)。

原加盟 6 か国のうち動物福祉の伝統を有していたのはドイツとオランダだけであり、動物福祉は当初の CAP における優先事項ではなかった。しかし 1973 年にデンマークとアイルランド、英国が加盟するまでには、動物の扱いに対する世論の関心が高まっていた(Radford 2001: p.145)。とくにドイツと英国では屠畜の方法に対する世論の関心が強く、1974 年には家畜保護に関する初の EC 立法（屠殺前の気絶に関する要件を規定）につながった(Radford 2001: pp.145-146)。その説明条項は、経済上の関心にとどまらず、全ての形態の動物虐待を避けるために EC が行動すべきであることが受け入れられたと述べたが、後者には EC 条約上の根拠がなかった(Radford 2001: p.146)。

2-3-2 欧州協定を受けた規制の本格化

1977 年には、国際輸送中の動物の保護に関する最初の指令が採択された。その内容は欧州評議会の協定とほぼ同じであった(Radford 2001: p.146)。協定の締結から 9 年後のことであった。

続いて 1978 年、閣僚理事会は「農用目的で飼育される動物の保護のための欧州協定」(1976 年)を承認した。しかしこのときは農業ロビーによる反対もあって、決定の説明条項は「動物の保護それ自体は EC の目標ではない」とした。以後、この欧州協定を受けて各種の保護基準が制定されていったが、1992 年のマーストリヒト条約における付帯宣言（後述）まで、EC には動物福祉に関与する正式な権限がなかった(Radford 2001: p.146)。

EU における農用動物の福祉に関する法令の導入

1974 年 屠畜前の動物の気絶処置に関する指令 (74/577/EEC)

1977 年 国際輸送中における動物の保護に関する指令 (77/489/EEC)

- 1978 年 農用目的で飼育される動物の保護のための欧州協定の締結に関する決定
(78/923/EEC)
- 1986 年 バタリーケージで飼養される採卵鶏を保護するための最低基準を定める指令
- 1991 年 豚の保護のための最低基準を定める指令 (91/630/EEC)
- 1991 年 子牛の保護のための最低基準を定める指令 (91/629/EC)
- 1998 年 農用目的で飼養される動物の保護に関する指令 (98/58/EC)
- 1999 年 有機生産規則(EEC) No 2092/91 を補完して家畜生産を含める規則 ((EC) No 1804/1999)
- 2007 年 食肉生産のために飼養される鶏の保護のための最低限のルールを定める指令
(2007/43/EC)

1989 年には、共通農業政策（CAP）に動物福祉の保護が取り入れられた。この規則修正は「自然環境と動物福祉を、とりわけ望ましくない集約農業の防止により維持・保護・改善する」と述べた。またこれは「動物福祉の関心が環境上の関心と結び付けられる始まりとなった」（Benett & Appleby 2011: p.250）。

1999 年には有機生産規則（(EEC) No 2092/91）に家畜生産に関するルールが追加され、高度な動物福祉要件が盛り込まれた。

なお、2006 年からは各種施策（農業以外も含む）を網羅した計画や戦略を取りまとめるようになった（4-3 を参照）。

2-4 基本条約における動物福祉の位置づけ

現行の EU 機能条約は第 13 条で、EU の政策における動物福祉への配慮について規定している。これは以下にみるとおり、1992 年以来（Bennett & Appleby 2011: p.250）進められてきた基本条約への段階的な取り込みの結果である。

まず 1992 年の EU 条約（マーストリヒト条約）に付帯された「動物保護宣言」は、CAP・輸送・域内市場・研究にかかる EU 立法で動物福祉に十分配慮するよう呼びかけた。

「動物保護宣言

会議は、欧州議会、理事会および欧州委員会、ならびに加盟国に対して、CAP、輸送、域内市場および研究に関する EC 立法を起草・実施する際には、動物の福祉要件に十分配慮するよう要請する。」

次に 1997 年のアムステルダム条約では、動物保護への言及は議定書（全加盟国による合意書）の形をとり、マーストリヒト条約よりも高い位置づけが与えられた。この「動物の保護と福祉に関する議定書」の内容は、アムステルダム条約の動物保護宣言を踏襲しつつ、対象範囲は立法から政策に拡大され、さらに動物を「感受性のある生命存在」（sentient

being) として認めた。またその一方、宗教や文化的伝統への配慮も求められることとなった。

EC 設立条約に付帯する「動物の保護と福祉に関する議定書」(1997年)

「高位なる条約締結者は、感受性のある生命存在としての、動物の福祉の擁護と尊重が確実に改善されることを願い、欧州共同体を設立する条約に以下の条項を付帯させなければならないということに合意した：

共同体の農業、運輸、市場、研究に関する政策の策定と実施において、共同体および加盟国は、動物福祉の要件に十分な配慮を行わなければならない。その際、とりわけ宗教儀式、文化的伝統および地域遺産にかかわる、加盟国の法的または行政上の措置と慣例を尊重する。」(注8)

そして2008年のEU機能条約(リスボン条約。2009年12月1日に発効)では、動物福祉が初めて条約本体に取り込まれ、かつ対象となる政策分野が追加された(漁業、工業技術開発、宇宙)。これが現行の規定である。

「第13条

農業、漁業、運輸、域内市場、研究、工業技術開発、宇宙に関する連合の政策形成および実施に際して、連合および加盟国は、動物は感受性のある生命存在であるから、動物の福祉上の要件に十分配慮する。その際、とりわけ宗教儀式、文化的伝統および地域遺産にかかわる、加盟国の法的または行政上の措置と慣例を尊重する。」(注9)

この条項によって動物福祉は同じ通則に挙げられた他の事項と並ぶ高い位置づけを得た(注10)。すなわち条文の構成上は、男女の平等促進(8条)、社会的保護の保証と保健(9条)、差別の克服(10条)、環境保護・持続可能な発展の促進(11条)、消費者保護(12条)、情報公開(15条)、個人情報保護(16条)、宗教・思想の尊重(17条)といった極めて重要な諸原則と肩を並べて配置されたのである。

ただし政策分野の限定があることと、「政策形成および実施に際して」十分配慮するという受動的な性格であることは引き続き制約になっていると考えられる。

2-5 EU機関と加盟国の役割

2-5-1 欧州委員会および欧州食品安全庁

EUの行政と法規立案を担う欧州委員会の中で、動物福祉を管轄している組織は保健・消費者保護総局(略称はDG-SANCO)である(注11)。この配置は動物福祉と食品安全性のつながりを反映している。

欧州委員会は動物福祉を改善すべく継続的に提案（EU 法規の制定や改正を含む）を提出する。公衆の関心を考慮し、公開協議および科学的な証拠と助言に基づき法制化が行われる（決定は通常、理事会および欧州議会による）。

欧州委員会は加盟国が EU 法規を適格に実施するよう行動する役割を負っている。動物福祉に関する EU 法規の執行は、食品獣医局（FVO）によって監視されている。執行の不履行は、最終的には欧州裁判所に提訴される。ただし食品獣医局による現地査察は農用動物のみが対象である（実験動物や動物園の動物は対象外であり類似の規制機関がない）（DG SANCO 2010: p.16）。

フードチェーン・動物衛生常設委員会は加盟国代表の討議の場であり、必要に応じて緊急措置を承認する。

また、独立した EU 組織である欧州食品安全庁（EFSA）は、動物衛生・福祉パネル（AHAW）を有している。このパネルは科学的な報告書と意見を提供する（注 12）。

2-5-2 加盟国の管轄と役割

EU が管轄しない、つまり加盟国が管轄する動物福祉の対象分野は、ペット、競争、ショー、文化、スポーツイベント、野生動物（捉えられたものを含む）、野良犬の管理である（DG SANCO 2010: p.16）。これらの分野では加盟国が必要に応じて独自の法規を定めている。

それに対して EU 法規が存在する分野における加盟国の役割は、EU ルールの国内における実施と、国内の立法・規制活動によるその執行である。また EU 法規が「指令」の場合は加盟国法規への取込みも行う。EU 法規に反しなければ同じ分野で追加の国内法規（より厳しい動物福祉基準など）を定めることもできる。

それに加えて、新たな EU 法規の提案を欧州委員会に要請し、あるいは提案の審議に参画することも加盟国の役割である。

（注 4） 欧州評議会は 1949 年に設立された欧州内協力を担う国際機関であり、加盟国は欧州の 47 カ国（EU の全加盟国 28 カ国を含む）である。設立目的は人権・民主主義・法の支配を促進することであり、欧州人権条約や欧州人権裁判所で知られている。

欧州評議会と EU（当時は EC）はいずれも第二次世界大戦後に同じ人々によって創設され、当初から密接に連携してきた。例えば両機関は 1986 年以降同じ旗を用いているが、これは元来欧州評議会が 1955 年に採用したものである（欧州評議会の Web サイトを参照 <http://www.coe.int/>）。

（注 5） ただしその時点で個々の加盟国はすべてが批准しているわけではない。

（注 6） 「CoE（筆者注：欧州評議会のこと）が動物福祉に関心をもつようになったのは、人間の尊厳は、環境とそこにすむ動物を尊重することと切り離せないということに気づいたためである。」（コックス 2005: p.11）。

（注 7） 欧州委員会 Web サイト http://ec.europa.eu/food/animal/welfare/farm/index_en.htm（2013 年 5 月 8 日アクセス）

（注 8） 訳文は地区生物会議（2004）を参考にした。

（注 9） 訳文は小林（2009: p.63）を参考にした。

（注 10） 欧州委員会による指摘（http://ec.europa.eu/food/animal/welfare/policy/index_en.htm 2013 年 7 月アクセス）。

（注 11） 本節はおもに Benett & Appleby（2011: p.252）による。DC-SANCO の Web サイト（<http://ec.europa.eu/food/animal/welfare/>）も参照。

（注 12） この役割はかつては DG-SANCO の動物衛生・動物福祉科学委員会が担っていた。

3 現行制度

3-1 動物福祉政策の枠組み

本節では農業以外を含む EU 動物福祉政策全体の枠組みを説明する（注 13）。農業分野の基準・規制については次節以降で詳しく述べるので、本節での説明は大幅に割愛する。

3-1-1 EU の管轄分野

欧州の動物福祉に関する EU 法規は大部分が農用動物と実験動物に関するものである。そのほかには犬・猫毛皮製品の貿易及び販売禁止，絶滅が危惧される野生生物の貿易，アシカ・アザラシ類の産品に関する規制がある。動物園における野生生物の保全に関する法令もある。

3-1-2 農用動物の動物福祉基準・規制

3-1-2-1 一般的な規制

食料・毛・毛皮の生産ないしその他の農用目的のために飼育される全ての脊椎動物種が対象となっている。

- ・農用動物指令（指令 98/58/EC）

3-1-2-2 分野別規制

畜種別の指令および分野別の規則があり，動物を閉じ込めるある種の飼育方法（仔牛の個別囲い，繁殖雌豚の個別仕切り，採卵鶏の狭いケージなど）の段階的廃止や，飼育スペースに関する要件，動物管理の追加要件，輸送や屠殺時の各種要件などを含む。

- ・豚指令（2008/120/EC）
- ・仔牛指令（2008/119/EC）
- ・採卵鶏指令（1999/74/EC）
- ・肉用鶏指令（2007/43/EC）
- ・輸送規則（(EC) No 1/2005）
- ・屠殺規則（(EC) No 1099/2009）
- ・有機生産・表示規則（(EC) No 834/2007）

3-1-2-3 CAP の施策

共通農業政策（CAP）では補助金交付の条件として動物福祉法令の順守を課しているほか、動物福祉関連の取組みそのものにも助成を行っている。

- ・横断的規則（(EC) No 1306/2013） 直接支払いのクロスコンプライアンス
- ・CMO（市場管理組織）規則（(EC) No 1308/2013） 牛の生体輸出補助金
- ・農村振興規則（(EC) No 1305/2013） 動物福祉支払い、品質保証制度助成

3-1-3 実験用動物

EU は実験動物の代替と福祉改善に関与してきた（ただし現行の指令はいわゆる「3R」——代替、削減、改良——を明示していない）。1986 年の実験動物指令（86/609/EEC）の措置は飼育設備や管理、従事者の認可、動物の痛み・苦しみ・苦悩の最小化などに関するものであった。2010 年には、加盟国間のハーモナイゼーションや、新たなニーズと科学の進歩を反映するため、従来指令に替わるより詳細かつ包括的な新しい実験動物指令（2010/414/EEC）が定められた。

化粧品指令（76/768/EEC）には、改正によって化粧品およびその成分の動物実験を段階的に廃止するためのプログラムが盛り込まれた。

化学物質の登録、評価、認可および制限に関する（REACH）規則（(EC) No 1907/2006）は、目標の一つとして、検査に脊椎動物を用いるのは最後の手段でなければならず、検査の重複は排除すべきであると述べている。

そのほかの関連する法令としては、植物防除製品に関する指令（91/414/EEC）、優良試験所基準に関する指令（2004/10/EC）、そして第 7 次欧州共同体研究・技術開発・実証活動枠組みプログラム（FP7）に関する決定（1982/2006/EC）がある。

3-1-4 野生動物

アザラシ・アシカ（seal）製品の取引に関する規則は、EU 市場において全てのアザラシ・アシカ製品の販売を禁じている（ただし限られた例外あり）。

足枷罾の使用に関する規則により、EU 内で足枷罾の使用は禁止されている。またセーフガードとして、足枷罾の非禁止国（ないし罾に関する国際的な人道的基準の非適用国）からの毛皮輸入は制限されている。EU は 1998 年にカナダおよびロシアと罾の国際的な人道的基準について合意した。米国とは草案について合意している。

動物園における野生動物の飼育は、生物多様性の保全における動物園の役割強化により、野生動物種の保護・保全を促進することを目的として規制されている。

3-1-5 研究

第 5 次から第 7 次の欧州共同体研究・技術開発・実証活動枠組みプログラム（FP）にお

いて、農用動物、実験用動物、ペット動物、野生動物の福祉に関する研究に予算が投じられてきた。

FP7における農用動物の研究としては以下の2つが挙げられる。

- ・「Econwelfare」：動物福祉を社会・経済的な文脈の中で検討する。動物福祉基準を引き上げた場合の動物、生産チェーン、欧州社会への影響についての理解を促進する。
- ・欧州動物福祉プラットフォーム（EAWP）：消費者、農業者、育種家、小売業者、学者および各種NGOのための議論の場を提供することで、フードチェーン全体における農用動物福祉の改善をめざす。

3-1-6 コミュニケーション活動

農用動物の福祉に関するEU内向けのコミュニケーション活動は以下のとおり。

- ・欧州委員会健康・消費者保護総局のwebサイト上に動物福祉のページを多数作成
- ・9歳から12歳の子供向け対話型webツール「Farmland」
- ・EAWP（上記）
- ・特定の政策課題についてインターネットによる公開協議を実施するなど、より包摂的（ステークホルダーの幅広い参加）かつ協議に基づく政策形成を促進。
- ・消費者の考え方に関する世論調査（Eurobarometerによる）

（注13）本節はおもにDG SANCO（2010）による。

3-2 農用動物指令

正式名称：

「農用目的で飼育される動物の保護に関する1998年7月20日の理事会指令98/58/EC」

3-2-1 概要

これは農用目的で飼養される脊椎動物全般（魚、爬虫類、両生類を含む）に適用される規制である（注14）。欧州委員会によれば欧州評議会の欧州農用動物協定に基づいており、「5つの自由」（前述、英国農用動物福祉審議会）を反映している。

前文によればEC設立条約43条（共通市場組織の提案と決定）を参照して、加盟各国間の動物福祉規制の相違による競争の歪曲と、それによる共通市場の円滑運営に悪影響があるとの懸念から、生産の合理的発展を確保するために導入された。

指令の内容は、付属書に示された基準の順守、施策と科学技術の発展に関する5年ごとの報告および提案、査察などである。また国際情勢および影響（他の諸国における動物福

祉規定、この規則の国際的な受容度、国際競争への影響）に関する調査も盛り込まれている。

3-2-2 背景

欧州評議会の欧州農用動物協定（1976 年）について、EEC では1978年に欧州委員会が承認（理事会決定 78/93/EEC）し、その後協定に沿った形で 1991 年にかけて畜種別の指令（採卵鶏，豚，子牛）が制定されたが、当該欧州協定そのものに対応する農用動物一般についての法令は制定されていなかった。また、これら畜種別の指令は動物福祉について基本条約上の根拠を欠いていた。

1988 年に EEC は全加盟国の批准を経てこの欧州協定の締約国となり（注 15）、協定の定める諸原則を実施しなければならなくなった。また 1987 年に欧州議会は欧州委員会に対し、家畜飼養全般に適用される EEC ルールの提案を提出するよう求めた。

さらに 1992 年には EU 条約に付帯された宣言で動物福祉への十分な配慮が謳われ、基本条約との関係で動物福祉が位置付けられた。

こうしたことを受けて 1992 年に欧州委員会がこの規則を提案した。

3-2-3 おもな規定

- ・本指令は農用目的で飼育される動物の保護のための最低基準を定める（1 条 1 項）。
- ・本指令の適用は畜種別の指令（採卵鶏，豚，子牛）など他の特定の EC ルールを損なうことなく適用される（1 条 3 項）。
- ・対象となるのは食料，毛，皮，毛皮の生産あるいはその他の農用目的で繁殖あるいは飼育される動物で，魚類・爬虫類，両生類を含み（2 条 1 項），無脊椎動物を含まない（1 条 2 項(d)）。
- ・加盟国は所有者ないし飼育者が，その管理下にある動物の福祉を確保し，またそれらの動物が何らの不必要な痛み，苦悩あるいは負傷を引き起こされることのないようにするための規定を定めねばならない（3 条）。
- ・加盟国は動物（魚類・爬虫類・両生類を除く）の繁殖・飼育条件が，その種や，発達・適応・家畜化の程度，また確立された経験と科学的知見に基づく生理的・動物学的な必要に応じて，付属書に定める基準が満たれるようにしなければならない（4 条）。
- ・欧州委員会は，欧州農用動物協定の一律適用に必要な提案，および科学的評価に基づき協定下の勧告やその他の適当な具体的ルールを理事会に提出する（5 条 1 項）。これらの施策および科学技術の発達に関して，欧州委員会は 5 年ごとに理事会に報告書，およびその結論を勘案した適当な提案を提出する（5 条 2 項）。これらの提案を理事会は特定多数決により実行する（5 条 3 項）。
- ・加盟国はこの指令の規定の順守を確認するため，管轄当局による査察を実施する。査察は他の目的の点検と同時に実施できる（6 条 1 項）。加盟国は欧州委員会に査察の結果を

報告する（6条2項）。

- ・ 欧州委員会の獣医専門家は、加盟国当局とともに、加盟国の要件順守を確認し、また査察がこの指令に従って実施されているかどうかを現場で確認することができる（7条）。
- ・ 欧州委員会は1999年6月までに以下に関する報告書を提出する（8条）。
 - 対 EC 輸出国（EC 外）と EC の動物福祉規定を比較
 - この規則に定められた動物福祉の原則が国際的にどの程度広範に受け入れられるか
 - 同等の基準を持たない国との競争により、動物福祉に関する EC の目標がどの程度損なわれる可能性があるか
- ・ 欧州委員会はフードチェーン・動物衛生常設委員会により補佐される（9条。2003年改正）。

（参考） 付属文書のおもな内容

- 質量とも十分な人員による管理。
- 原則として1日1回以上の点検，適切な照明。
- 傷病のありそうな場合は遅滞なく手当てし，効果がなければ獣医の助言を得る。
- 医療措置と各点検時における死亡数を3年以上保管し，検査等での提出に備える。
- 種ごとに確立された経験と科学的知見により，不要な苦しみや傷害を発生させるようなやり方で動物の動きを制限しない。
- 継続的または定期的に動物を係留ないし閉じ込める場合は，確立された経験と科学的知見により，生理学的・動物行動学的な必要に応じたスペースを与えねばならない。
- 畜舎の材料は動物に有害でなくかつ完全に清掃と消毒が可能でなければならない。また動物に傷害を負わせるような鋭い角や突起のないようにする。
- 換気，塵埃，温度，湿度，ガス濃度は動物の害のない限度以内に維持する。
- 恒常的な暗闇や，適切な中断時間のない人工照明の下で飼育してはならない。
- 屋外飼育の場合は，悪天候，捕食者，健康リスクからの保護を与える。
- 動物の健康と福祉に不可欠な自動機器は1日1回以上点検する。動物の健康と福祉が依存する人口換気システムについてはバックアップシステムを設ける。
- 適切な配合と十分な量の飼料を適切な時間間隔で与える。十分な水分が摂取できるようにする。治療や予防などの目的を除き，科学研究あるいは確立された経験により悪影響がないと示されない限り，他の物質を与えてはならない。
- 餌やりと水やりには飼料・水の汚染および動物間の競合による悪影響が最小限となる機器を用いる。
- 動物に苦痛や傷害を与える（可能性のある）繁殖は行ってはならない。ただし最低限あるいは瞬間的な処置などの場合は国内法規により認めることができる。
- 遺伝子型または表現型に基づきその健康と福祉に悪影響なく飼育できると予想できない限り，農用目的で動物を飼育してはならない。

(注 14) 以下、本章では新旧の法規と必要に応じその提案文書、欧州委員会保健・消費者保護総局の Web サイト (<http://ec.europa.eu/food/animal/welfare/>)、地球生物会議 (2004)を参考としている。

(注 15) この指令の提案文書 (COM(92)192: p.2) を参照。この年にスペインが批准した (欧州評議会 Web サイトによる <http://www.conventions.coe.int>)。

3-3 採卵鶏指令

正式名称：

「採卵鶏の保護のための最低基準を定める 1999 年 7 月 19 日の理事会指令 1999/74/EC」

3-3-1 概要

従来の規制を強化し、1羽当たりの面積を中心として鶏舎の改良を義務付けるもの。鶏舎を従来型バタリーケージ（「非エンリッチケージ」）、改良型バタリーケージ（「エンリッチケージ」）、非ケージ（「代替システム」）の3つに分類し、それぞれの満たすべき要件を規定。とくに従来型バタリーケージについては、2012年から使用禁止とした。従来型バタリーケージは1羽当たり550平方cm以上、改良型バタリーケージは1羽当たり750平方cm以上、非ケージは1平方m当たり9羽以下（1羽当たり1,111平方cm以上）である。

また、施設の登録と識別番号付与、各種の飼育方式に関する報告書の提出などについても定めた。

3-3-2 背景

欧州農用動物協定（1976年）を大多数のEEC加盟国が批准し、欧州委員会も承認（1978年）したことを受けて、1981年には採卵鶏の保護に関する指令案が提出され、1986年に最初の指令（86/113/EEC）が制定された。これは鶏舎やその管理について共通の最低要件を定義し、それによって加盟国間の規制の相違による競争条件の歪曲を克服し、共通市場組織の円滑な運営をはかることを目的としていた。当初の規則は制定時における手続き上の問題から裁判となり、1988年に若干の修正がなされた。

既往の指令：

1986年 バタリーケージで飼養される採卵鶏を保護するための最低基準を定める指令（86/113/EEC）

1988年 欧州裁判所の判決（訴訟131/86）に従うための指令（86/113/EECの無効化）（88/166/EEC）

1990年代になると、欧州農用動物協定の常設委員会が採卵鶏を含む詳細な勧告を採択し（1995年）、農用動物指令が制定され（1998年）た。また、既往指令の規定（1993年1月1日までに科学の進展に関する報告と適切な調整を提案）に基づく科学獣医委員会の報

告書は、従来型のバタリーケージおよびその他のシステムで飼養される雌鶏の福祉状態は不十分であり、可能な限り最高の基準を導入すべきであると結論した。

こうしたことを受けて欧州委員会は 1998 年にこの規則を提案した。

3-3-3 おもな規定

- ・本指令は採卵鶏の保護のための最低基準を定める（1 条 1 項）。
- ・本指令は採卵鶏 350 羽未満の施設および採卵鶏の繁殖施設には適用されない（1 条 2 項）。
- ・付属書に定める要件の順守（3 条）。

付属書のおもな要件：

- 1 日 1 回以上の点検，騒音の抑制，照明の管理基準，清掃と消毒
- ケージの設置，多層ケージの要件，ケージの設計と寸法
- 切断処置の原則禁止

（非ケージ方式）

- ・新設，再設置，新規使用には 2002 年 1 月 1 日から基準を適用（4 条 1 項）。2007 年 1 月 1 日から全ての該当施設に適用（4 条 2 項）。
- ・全ての非ケージ設備における全ての採卵鶏に義務付けられる装備の最低基準（4 条 1 項の 1）
 - 給餌容器および給水容器の配備数と大きさ
 - 7 羽に 1 つ以上の巣箱の設置，群巣箱の大きさなど
 - 1 羽につき 15cm 以上の止まり木の設置と配置など
 - 1 羽につき 250 平方 cm 以上かつ地面の 3 分の 1 の敷料
- ・床は両脚の前向きの爪すべてを適切に支える作りであること（4 条 1 項の 2）
- ・採卵鶏が異なる層に自由に移動できる飼育方式，あるいは屋外運動場を持つ場合の基準（4 条 1 項の 3）
- ・飼育密度は利用可能面積 1 平方 m 当たり 9 羽以下（4 条 1 項の 4）

（従来型バタリーケージ）

- ・基準は 2003 年 1 月 1 日からすべての該当設備に適用（5 条 1 項）。設置および新規使用は 2003 年 1 月 1 日から禁止。2012 年 1 月 1 日からは完全に使用禁止（5 条 2 項）。
- ・すべての従来型バタリーケージ設備に義務付けられる広さと装備の最低基準（5 条 1 項）
 - 1 羽当たり 550 平方 cm 以上のケージ面積
 - 制約のない給餌容器の設置と長さ（1 羽当たり 10cm 以上）
 - 給水器・給水容器の種類と配置
 - ケージの高さ（ケージ面積の 65%以上で 40cm 以上，最低か所で 35cm 以上）
 - 床は両脚の前向きの爪すべてを適切に支える作り。床の傾斜は 14%または 8%以下。

○爪研ぎ用具の設置

（改良型バタリーケージ）

- ・基準は 2002 年 1 月 1 日からすべての該当設備に適用（6 条）。
- ・すべての改良型バタリーケージ設備に義務付けられる広さと装備の最低基準（6 条 1 項）
 - 1 羽につきケージ面積 750 平方 cm（うち利用可能面積 600 平方 cm）以上，全体が高さ 20cm 以上。総面積 2000 平方 cm 以上。ただし利用可能面積とは，幅 30cm 以上，床の傾き 14%以下，高さ 45cm 以上を満たす部分の面積（2 条 2 項）。
 - 巣箱，敷料，止まり木（1 羽につき 15cm 以上）の設置
 - 制約のない給餌容器の設置と長さ（1 羽当たり 12cm 以上）
 - 給水装置の設置と数
 - ケージの各層間（90cm 以上）および建物の床と最下層ケージの間（35cm 以上）の距離
 - 爪研ぎ用具の設置

- ・当局による施設の登録と識別番号（卵の追跡手段となる）の付与（7 条）
- ・加盟国による査察と欧州委員会への報告（8 条）
- ・欧州委員会の獣医学専門家による加盟国の遵守・実施状況の確認（9 条）
- ・欧州委員会は 2005 年 1 月 1 日までに採卵鶏の各種方式（とりわけ本指令の適用される方式）に関する報告書を提出する。報告書は各種方式の病理学・畜産学・生理学・動物行動学的な側面と，予想される社会・経済的な影響の両方を考慮に入れ，科学獣医委員会の意見に基づく（10 条）。
- ・欧州委員会は講ずる措置の案を常設獣医学委員会に提出し意見を求める。賛意を得られた場合は欧州委員会で採択し，得られない場合は理事会に提案する。（11 条）
- ・加盟国は本規則より厳しい基準を用いることができる（13 条 2 項）

3-4 豚指令

正式名称：

「豚の保護のための最低基準を定める 2008 年 12 月 18 日の理事会指令 2008/120/EC（体系化版）」

3-4-1 概要

養豚施設の最低基準であり，2006 年から繁殖雌豚の繋ぎ飼いを禁止し，2013 年から繁殖雌豚のストール飼（特定の期間は例外）を禁止した。また畜舎の広さと床の作り，鼻で地面を掘り返せる環境，従事者の訓練と資格などを規定している。

そのほかに基準を満たさない豚の輸入規制や、所定の事項に関する報告書の提出も定められている。

3-4-2 背景

1988年にすべてのEEC加盟国が欧州農用動物協定（1976年）を批准し、欧州委員会も承認（1978年）していたことを受けて、1989年には豚の保護に関する指令案が提出され、1991年に最初の指令（91/630/EEC）が制定された（この間の推移は子牛指令と同様である）。これは育成・肥育のため飼育される豚の保護について共通の最低基準を設定し、それによって加盟国間の規制の相違による競争条件の歪曲を克服し、共通市場組織の円滑な運営と生産の合理的発展をはかることを目的としていた。

既往の指令：

1991年 豚の保護のための最低基準を定める指令（91/630/EEC）

繁殖雌豚の繋ぎ飼いは当初の指令から禁じられていたが、2001年の改正（指令2001/88/EC）により繁殖雌豚のストール飼育も禁じられた（特定の期間は例外）。これは社会的交流を好む雌豚の習性を尊重するためである。また繁殖雌豚が鼻で地面を掘り返せるようにすることも追加された。これは探索行動の必要を満たすためである。

2008年にはそれまでの改正（指令2001/88/EC, 指令2001/93/EC, 規則EC No 806/2003）を反映して現行の体系化版が制定された。

3-4-3 おもな規定

- ・本指令は育成と肥育のために閉じ込められる豚のための最低基準を定める（1条）。
- ・群飼いされる離乳子豚・育成豚の体重に応じた1頭当たりの最低床面積（3条1項(a)）。
- ・経産豚・未經産豚について
 - 繋ぎ飼育施設の建設（改築も含む）禁止。2006年1月1日からは繋ぎ飼育禁止（3条3項）。
 - 群飼で競合があっても各個体が十分な飼料を得られる仕組みで給餌する（3条6項）。
 - 離乳後の経産豚と未經産豚には、高カロリーの飼料とともに十分な量の粗飼料ないし繊維質の飼料を与える（3条7項）。
- ・以下に列挙する規定（3条1項(b), 2項, 3項, 5項）は2003年1月1日から新設、再設置および新規使用の施設に適用される。また2013年1月1日からは全ての施設に適用される（3条9項）。
 - 経産豚・未經産豚について
 - 1頭当たりの最低床面積と平床（3条1項(b), 項2(a)）。
 - 種付け後4週間から分娩予定の1週間前までは群飼する（3条4項）。

- 動かせる素材（manipulable material）を使えるようにすること（3条5項）。
- 群飼いに用いられるコンクリート製スノコ床の、生育段階に応じたスノコの幅と隙間（3条2項(b)）
- ・群飼の必要な豚であっても、特に攻撃的なものや、他の豚に攻撃されたもの、あるいは傷病を患ったものは一時的に単独の囲いで飼育することができる（3条8項）。
- ・育成豚の条件は付属書 I の総則を満たすようにする（4条）。
- ・付属書 I の規定は科学の進歩を考慮に入れるため所定の手続きにより改正できる（5条）。

（参考） 付属書 I の構成

第 1 章 総則

騒音、照明、畜舎の作り、探索行動や操作行動を可能にする素材、床の作り、給餌、給水、切断等の原則禁止（と例外および処置実施者の要件）

第 2 章 豚の種類別規定

- A. 種雄豚
- B. 経産豚と未經産豚
- C. 新生子豚（離乳まで）
- D. 離乳豚と育成豚

- ・豚の世話をする者には、雇い主が 3 条と付属書 I の関連規定について教育と指導を受けさせる。福祉面に重点をおいた訓練コースを利用できるようにする（6条）。
- ・欧州委員会は欧州食品安全庁の意見に基づく報告書を作成し、理事会に提出する（7条）。
- できれば 2005 年 7 月 1 日（できれば 1 月 1 日）までに提出する報告書
 - 社会経済的・衛生上・環境への影響と、様々な気候条件を考慮する。
 - 外科的去勢の必要性を減じそうな豚生産および食肉加工の技術とシステムの発展についても考慮する。
 - 必要であれば離乳豚と育成豚の福祉に適用可能な、様々な割当面積および床の種類による効果に関する適当な立法提案を付する。
- 2008 年 1 月 1 日までに提出する報告書：
 - 特に盛り込むべき事項： 家畜密度、ストールの設計と床の種類、尾かじり、妊娠経産豚の群飼方式、成種雄豚のスペース要件、経産豚や母豚の放飼、消費者の態度と行動、社会経済的意味と貿易相手国への影響。
 - 必要に応じて適当な立法提案を付することができる。
- ・加盟国による査察の実施。査察は他の目的の検査と同時に実施してもよい。各種の飼育方式について毎年統計的に代表性のあるサンプルを網羅する（8条）。
- ・第三国から来る豚を EC へ輸入するには、当該国の管轄当局が発行する証明書を付さねばならない。証明書は、その豚が少なくとも EC 産の豚と同等の扱い（本指令による）を受

けてきたことを証するもの（9条）。

- ・ 欧州委員会の獣医学専門家は管轄当局と協力して現場検査を実施できる（10条）。
- ・ 欧州委員会は常設フードチェーン・動物衛生委員会の補佐を受ける（11条）。
- ・ 加盟国は豚の保護について本指令より厳格な規定を維持ないし適用できる（12条）。

3-5 子牛指令

正式名称：

「子牛の保護のための最低基準を定める 2008 年 12 月 18 日の規則 2008/119/EC（体系化版）」

3-5-1 概要

この指令は子牛について、個体を閉じ込める囲いの使用（2007年以降）、繋留、口籠の使用を禁じている。また最低面積と生理学的必要に応じた飼料（とくに十分な鉄分と繊維）などについて規定している。

そのほかに所定の事項に関する報告書の提出も定めている。

3-5-2 背景

1988年にすべての EEC 加盟国が欧州農用動物協定（1976年）を批准し、欧州委員会も承認（1978年）していたことを受けて、1989年には子牛の保護に関する指令案が提出され、1991年に最初の指令（91/629/EEC）が制定された（この間の推移は豚指令と同様である）。これは育成・肥育のため飼育される子牛の保護について共通の最低基準を設定し、それによって加盟国間の規制の相違による競争条件の歪曲を克服し、共通市場組織の円滑な運営と生産の合理的発展をはかることを目的としていた。

既往の指令：

1991年 子牛の保護のための最低基準を定める指令（91/629/EEC）

1997年の改正（指令 97/2/EC）により、個体を閉じ込める囲いの使用が改正禁じられた。これは群れで生活する種の要求を満たすためである。また同じ年のもう一つの改正（決定 1997/182/EC）により繋留と口籠も禁じられた。

2008年にはそれまでの改正（指令 97/2/EC，決定 97/182/EC，規則 EC No 806/2003）を反映して現行の体系化版が制定された。

3-5-3 おもな規定

- ・本指令は育成と肥育のために閉じ込められる子牛のための最低基準を定める（1条）。
- ・「子牛（calf）」とは生後6か月までの牛を指す（2条1項）。
- ・以下に列挙する規定（3条）は1998年1月1日から新設、再建設およびこの日より後に使用を始める施設に適用される。また2006年12月31日からは全ての農場に適用される。ただし、子牛6頭未満の農場と、授乳のため母牛とともに使用される子牛には適用されない。
 - 生後8週間以後の子牛を個別別の囲いに閉じ込めてはならない（獣医が治療に必要と認める場合を除く）。個別別の囲いの大きさに関する最低基準。
 - 群飼の子牛には、遮る物のない所定の面積（1頭当たり、体重に応じて規定）を与える。
- ・育成子牛の条件は付属書Iの総則を満たすようにする（4条）。
- ・付属書Iの規定は科学の進歩を考慮に入れるため所定の手続きにより改正できる（5条）。

（参考） 付属書Iのおもな内容

- 1 畜舎の材料,
 - 2 電気回路・設備の敷設,
 - 3 建物の断熱・暖房・換気,
 - 4 自動式・機械式装置の点検と人工換気システムの予備,
 - 5 照明,
 - 6 子牛の点検,
 - 7 動きの自由,
 - 8 繋留の禁止（例外は1時間以内で群飼の子牛に授乳する場合）,
 - 9 設備の清掃と消毒,
 - 10 床の作りと敷料,
 - 11 生理的に必要に応じた飼料（鉄分、繊維質）、口籠の禁止,
 - 12 給餌,
 - 13 給水,
 - 14 汚染を最小限とする給餌・給水設備,
 - 15 誕生後速やかに初乳を与えること
- ・欧州委員会は欧州食品安全庁の意見に基づく報告書を作成し、その結論に関連する提案とともに2006年1月1日までに理事会に提出する。報告書は病理学・動物学・生理学・行動学の観点からみた福祉の要件を満たす集約的飼育システム、および各種方式の社会経済的影響に関するものである（6条）。
 - ・加盟国による査察の実施。査察は他の目的の検査と同時に実施してもよい。各種の飼育

方式について毎年統計的に代表性のあるサンプルを網羅する（7条）。

- ・ 第三国から来る子牛を EC へ輸入するには、当該国の管轄当局が発行する証明書を付さねばならない。証明書は、その子牛が少なくとも EC 産の豚と同等の扱い（本指令による）を受けてきたことを証するもの（8条）。
- ・ 欧州委員会の獣医学専門家は管轄当局と協力して現場検査を実施できる（9条）。
- ・ 欧州委員会は常設フードチェーン・動物衛生委員会の補佐を受ける（10条）。
- ・ 加盟国は豚の保護について本指令より厳格な規定を維持ないし適用できる（11条）。

3-6 肉用鶏指令

正式名称：

「食肉生産のために飼養される鶏の保護のための最低限の規定を定める 2007 年 6 月 28 日の指令 2007/43/EC」

3-6-1 概要

この種のものとして初めて制定された指令である。肉用鶏飼養密度を下げるために、最大飼養密度（1 平方 m あたり 33kg。より厳しい福祉基準を満たせば 39kg）を定めた。また照明、敷料、給餌、換気などについても要件を規定している。加盟国は 2010 年 6 月までに実施しなければならない。

そのほか、表示制度やその他の所定の事項に関する報告書の提出や、加盟国によるデータ収集も求めている。

3-6-2 背景

肉用鶏は最も集約的な畜産システムの一つであるが、それまでは農用動物指令（98/58/EC）によって規制されるのみで専用の EC 法規がなかった（COM (2005) 222 final: p.2）。その一方で EC は欧州農用動物協定の締約国であり、この協定の枠組み内では家禽に関する勧告が採択され、そこには肉用鶏の追加規定が含まれていた。また動物衛生・福祉科学委員会による 2000 年の報告書「食肉生産用に生産される鶏（ブロイラー）の福祉」は動物福祉上の問題を多数特定した。

こうしたことから 2005 年に立法提案が提出され、2007 年にこの指令が成立した。なお、これまでのところ改正はされていない。

3-6-3 おもな規定

- ・ 本指令は食肉生産のために飼育される鶏に適用される（1条1項）。また本指令は種鶏と育成鶏の両方を保有する農場の育成鶏に適用される（1条2項）。

- ・適用の対象外（1 条 1 項）。
 - 500 羽未満の農場
 - 種鶏のみの農場
 - 孵化場
 - 粗法的な屋内の平飼い
 - 有機飼育の鶏
- ・加盟国は本指令の適用される分野について、さらに厳しい施策を自由にとることができる（1 条 2 項）。
- ・第一義的な責任は鶏の所有者ないし飼育者が追う（1 条 2 項）。
- ・全ての鶏舎は付属書 I に定める要件を満たさなければならない（3 条 1 項(a)）。

（参考） 付属書 I の項目

- ・給水機，給餌，敷料，騒音，照明
- ・点検（1 日 2 回以上），清掃と消毒，記録の保持
- ・治療・診断目的以外の外科処置の原則禁止（嘴のトリミングと去勢は条件付きで許可可能）。

- ・管轄当局または公認の獣医専門家（official veterinarian）が，本指令に定める査察，監視，追跡（follow-up）を実施する（3 条 1 項(b)）。
- ・最大飼養密度（3 条 2 項, 3 項, 4 項, 5 項）
 - 原則として 1 平方 m 当たり 33kg。
 - 所有者または飼育者が付属書 I に加えて付属書 II の要件を満たす場合，加盟国は 1 平方 m 当たり 39kg まで引き上げることができる。

（参考） 付属書 II のおもな内容

- 1 当局への通知
- 2 生産新システムに関する詳細な文書の保持・更新・提供
- 3 換気・冷暖房設備の数値要件

- 付属書 V の基準を満たす場合，加盟国は平方 m 当たり 42kg まで認めることができる。

（参考） 付属書 V のおもな内容

- ・当局による農場の監視で過去 2 年間に不備がないこと
- ・所有者または飼育者による農場の監視を実施するに際して良好な管理慣行の手引きを用いていること

- ・ 1日当たりの累積平均死亡率が所定の水準未満であること
- ・ 所有者と飼育者が十分な訓練を受けるようにし、免許証の取得を義務付ける。免許証は訓練課程の修了者ないし同等の経験を有する者であることを証する。訓練課程は動物福祉の側面に重点をおき、とくに付属書 IV（本報告書では割愛）に挙げられた事項を網羅する（4条）。
- ・ 欧州委員会は欧州議会と理事会に対して以下の報告書を提出する。
 - 2009年12月31日までに提出する報告書（5条）：
 - 鶏肉、鶏肉産品、調理済製品を対象とする具体的で統一的な（**harmonized**）義務的表示制度の導入可能性に関するもの。
 - 社会経済的影響、貿易相手国への影響、WTOルールとの整合性を考慮する。
 - 報告書には適当な立法提案を付す。上記の点に加えて加盟国における自主的表示制度から得られた経験も考慮に入れる。
 - 2010年12月31日までに提出する報告書（6条1項）：
 - 欧州食品安全庁の意見に基づく。
 - 福祉の低水準につながる特定された欠陥（**identified deficiencies**）への遺伝的パラメーターの影響に関するもの。
 - 必要であれば報告書に適当な立法提案を付すことができる。
 - 2012年6月30日までに提出する報告書（6条2項, 3項）：
 - 本指令の適用と鶏の福祉への影響、および福祉指標の開発に関するもの。利用可能なデータと新たな科学的証拠に基づく。様々な生産の条件と方法を考慮に入れる。また社会経済的および行政上（**administrative**）の影響（地域的な側面を含む）も考慮に入れる。
 - 加盟国は、1年間以上の期間にわたる屠殺群を代表するサンプルの監視に基づく収集データを欧州委員会に提出する。サンプリングとデータの要求は科学に基づき客観的かつ比較可能であるべきである。加盟国は EC による財政負担を必要とする可能性がある。
- ・ 加盟国による査察の実施。査察は他の目的の検査と同時に実施してもよい。各国の飼養数に対して十分な割合の査察を行う（7条）。
- ・ 加盟国は良好な管理慣行に関する手引きの作成を奨励する（8条）。
- ・ 加盟国は、本指令に従って採択された国内規定への違反に適用される罰則を定める（9条）。
- ・ 加盟国は、遅くとも 2010年6月30日までに本指令の順守に必要な法令を施行する。規定には本指令への参照を含めるか、あるいは公式刊行の機会にそうした参照を付する（12条）。

3-7 屠殺規則

正式名称：

「屠殺の際における動物の保護に関する 2009 年 9 月 24 日の規則 No (EC)1099/2009」

3-7-1 概要

農用動物が殺される際の痛みと苦しみを最小限に抑えるために、科学知識と実務上の経験に基づき適切に認められた気絶処理の使用を定める規制である。従来は指令であったが EU 共通のルールを定めるため規則に変更された。現行規則は 2013 年から施行された。

3-7-2 背景

1974 年の指令（74/577/EEC）は動物福祉に関する EU で最初の指令であった。加盟各国間における法規の違いに共通市場に影響するほどの格差があったことと、全ての形態の動物虐待を避けるための第一歩として、動物が屠畜される際の全ての不必要な苦痛を避けるような条件を定めることが望ましいとの判断から導入された。屠殺前に適切な承認された技術による動物の気絶処置を施すことや、宗教儀式に配慮することなどが定められた。

やがて欧州委員会は 1988 年に欧州屠畜動物協定（1979 年）を承認した（理事会決定 88/306/EEC）が、欧州協定の範囲は既存の EC ルールよりも広範であった。そこで加盟国間の法規の相違を抑えて生産の合理的発展を確保し、動物および動物製品の域内市場の完成を促進するために、EC 共通の最低基準として、大幅に強化された 1993 年の指令が制定された。またこの指令は欧州協定よりも広範な動物を対象を含めた。

既往の指令：

1974 年 屠畜前の動物の気絶処置に関する指令（74/577/EEC）

1993 年 屠畜ないし殺処分の際における動物の保護に関する指令（93/119/EC）

その後技術の進歩によって基準の一部は時代遅れとなり、欧州食品安全庁は 2004 年と 2006 年にそれぞれ指令を見直すよう科学的意見を提出した。また、世界動物保健機関（OIE）は 2007 年に屠畜と疾病制御のための殺処分に関する指針を含む陸生動物衛生規約を採択した。この間に公衆の動物福祉に対する関心は高まり、食品安全性規制においては屠畜事業者の責任が強化され、また動物の伝染病発生時における大量の殺処分方法に疑義が呈された。屠殺時における動物の保護改善は肉質の向上に貢献し、屠場における職業上の安全にも間接的によい影響があるとみなされた。こうしたことを受けて 2009 年に新たな規則が制定された。また、1993 年の指令には加盟国間で実施状況に大きな格差があり、動物福祉上の懸念と競争力への影響が指摘されていたため、指令から規則に変更された。これにより、国内法規への取込みが不要となり、各国一律かつ同時の適用が実現した。

3-7-3 おもな規定

- ・本規則は食料，毛，毛皮ないしその他の産品を生産するために飼養ないし飼育される動物の屠殺，および殺処分（depopulation）に関するルールを定める（1条）。
- ・ただし屠場外における緊急殺処分，および人間の健康ないし安全に対して直ちに深刻なリスクをもたらすであろう場合には，規定の大部分は適用されない（1条）。
- ・本規則の対象とする動物は，爬虫類と両生類を除く脊椎動物である（2条(c)）。

(2章 一般要件)

- ・動物は，殺される際および関連する工程において，すべての回避可能な痛み，苦悩あるいは苦しみを免れなければならない（3条）。魚にはこの規定のみが適用される（1条）。
- ・動物を殺す前には付属書Iに定められた方法で気絶処置を行わなければならない。意識と感覚の喪失は死ぬまで維持されなければならない。気絶処置後は可及的速やかに殺すための手段をとらねばならない（4条1項）。
- ・付属書Iは科学技術の進歩を考慮して改正できる。改正は欧州食品安全庁の意見に基づき，所定の手続きに従う（4条2項）。

(参考) 付属書I 第1章(方法)に挙げられた項目

表1 機械的方法

- 1 貫通性家畜ボルト銃(captive bolt device)
- 2 非貫通性家畜ボルト銃
- 3 自由貫入(free projectile)小銃
- 4 Meceration (ひよこなどの即時の粉砕)
- 5 頸部脱臼(cervial dislocation)
- 6 頭部への打撃

表2 電気的方法

- 1 頭部だけの電撃
- 2 頭部と胴体の電撃
- 3 電気水槽 (waterbath)

表3 ガスによる方法

- 1 高濃度二酸化炭素
- 2 二段階式二酸化炭素
- 3 二酸化炭素と不活性気体
- 4 不活性気体
- 5 一酸化炭素
- 6 一酸化炭素と他の気体の混合

表 4 その他の方法

1 致死注射

- ・気絶処置の検査。定期的実施し、十分に代表性のある動物のサンプルを用いる（5条）。
- ・動物を殺す事業者は予め標準運営手続きを作成し、それに従って実施する（6条）。
- ・動物を殺す作業およびその関連作業は十分な能力を有する者が行う（7条1項）。あるいは資格証明書を有する者の立会の下でその直接の指示により行うことができる（7条3項）。特定の作業については資格証明書を有するもののみが行う（7条2項）。
- ・拘束用および気絶処置用の機器を販売する際は、動物福祉の状態を最善にする使い方の解説を付さねばならない。また当該解説はインターネットで公開しなければならない（8条）。
- ・気絶処置用機器の維持管理および予備（9条）。
- ・自家用屠殺に対する規制の免除（10条）。
- ・最終消費者（あるいは最終消費者に生鮮肉を提供する施設）に対して少量の肉（家禽、ウサギ、野ウサギ）を供給する場合に適用される規制の免除（11条）。
- ・第三国から輸入される食肉に付される衛生証明書には、少なくとも本指令の2章および3章と同等の要件を満たしていることを証する証明書を添付しなければならない（12条）。
- ・適正実施指針（guides to good practice）の作成奨励と普及。原則として業者の団体が作成する（13条）。

（3章 屠場に適用される追加要件）

- ・事業者は屠場の配置，建設，機器が付属書 II（注：内容は割愛）の規定を満たすようにしなければならない（14条）。
- ・事業者は付属書 III（注：内容は割愛）に定められた屠場作業規定を満たすようにしなければならない（15条）。
- ・事業者は屠場における適切な監視手続きを実施しなければならない（16条）。
- ・事業者は各屠場に1名の動物福祉 officer を任命しなければならない。動物福祉 officer は事業者に直属し，直接報告する。また本指令の定める規定を順守するため任意の是正措置を屠場職員がとるよう要求できる地位を与えねばならない（17条）。

（その他の規定）

- ・殺処分の際は，本規則の規定を順守するよう開始前に管轄当局が実行計画を策定する（18条）。
- ・緊急殺処分の際，飼育者は必要な全ての手段を講じて出来る限り速やかに動物を殺さねばならない（19条）。
- ・管轄当局への科学技術に関する支援（20条）。

- ・資格証明書と訓練課程 (21 条)。
- ・違反事業者への対処 (22 条)。
- ・加盟国は本指令の違反に対する罰則(**penalties**)を設ける (23 条)。
- ・加盟国は本規則よりも厳しいルールを維持あるいは定めることができる (26 条)。
- ・欧州委員会は欧州議会と理事会に対して以下の報告書を提出する (27 条)。
 - 2014 年 12 月 8 日までに提出する報告書：
 - 屠殺時における魚の保護に関する要件を導入する可能性について。
 - 動物福祉, また同様に社会経済と環境への影響も考慮する。
 - もし適当であれば, 本規則を改正して具体的なルールを導入するための立法提案を付する。
 - 2012 年 12 月 8 日までに提出する報告書：
 - 上下反転 (**inversion**) など不自然な姿勢での牛の拘束方式について。
 - それらの方式と直立姿勢を比較した科学的研究の結果に基づくこと。
 - 動物福祉の側面, および社会経済的な影響 (宗教団体にとっての受容可能性を含む), 作業者の安全性を考慮に入れる。
 - もし適当であれば, 本規則を改正して具体的なルールを導入するための立法提案を付する。
 - 2013 年 12 月 8 日までに提出する報告書：
 - 家禽の気絶処置の各種方式について。特に多数の鳥を同時に処置する水槽気絶処置について。
 - 動物福祉, また同様に社会経済と環境への影響も考慮する。
- ・本指令は 2013 年 1 月 1 日から適用される (30 条)。

3-8 輸送規則

正式名称：

「輸送中および関連作業中における動物の保護に関する 2004 年 12 月 22 日の規則 (EC) No 1/2005」

3-8-1 概要

商業目的の長距離輸送時における動物の保護を定めた規則。すべての脊椎動物を対象としている。畜種別や輸送手段別に各種の基準を定めているほか、輸送及び関連業務に携わる関係者や当局についてそれぞれの責任や許認可を詳細に規定している。従来は指令であったが EU 共通のルールを定めるため規則に変更された。

3-8-2 背景

動物輸送に関する当初の法規は 1977 年の指令（77/489/EEC）である。EEC 加盟国の多くが欧州国際輸送動物協定（1968 年）を批准したことを受けて、加盟国間の法規の格差を是正し、生体動物貿易の技術的障壁を撤廃して共通市場の機能を確保するとともに、結果として動物を輸送中の残酷な取り扱いから保護することを目的としていた。1981 年に関連施策を具体化する指令（81/389/EEC）が追加された。

1991 年の指令（91/628/EEC）は加盟国間の国境における検査を廃止した。

1995 年の指令（95/29/EC）は一部の加盟国が域内貿易を制限するのに用いていた輸送時間の上限、給餌・給水の間隔、休憩時間、積載密度などについて共通の基準を定めた。

1997 年の規則（(EC) No 1255/97）は長距離輸送中の休憩地に関する基準を定めた。

1998 年の規則（(EC) No 411/98）は 8 時間を上回る移動の場合における車両の空調などの基準を定めた。

既往の指令：

1977 年 国際輸送中における動物の保護に関する指令（77/489/EEC）

1981 年 指令 77/489/EEC の実施に必要な施策を定める指令（81/389/EEC）

1991 年 輸送中における動物の保護に関する指令（91/628/EEC）

1995 年 指令 91/628/EEC を改正する指令（95/29/EC）

1997 年 休憩地の共同体基準および指令 91/628/EEC 付属書に述べる行程計画書の修正に関する理事会規則（(EC) No 1255/97）

1998 年 8 時間を上回る移動における家畜の輸送に用いられる道路車両（路上走行車）に適用される追加的な動物保護基準に関する規則（(EC) No 411/98）

現行の規則（(EC) No 1/2005）は既往の法規を見直し、輸送チェーンにおける関係者毎の責任を定めた。1991 年の指令以来、加盟国間の法規の調和や、指令の加盟国法規への取込みの相違による問題が多かったために規則の形をとり、輸送形態毎の詳細な規定を定めた。

3-8-3 おもな規定

- ・本規則は EC 内における生きた脊椎動物の輸送に適用される（EC の関税領域に入る、あるいはそこから出る際に当局が実施する特定の検査を含む）（1 条 1 項）。
- ・加盟国は本規則よりも厳しい施策を設けてよい（1 条 3 項）。
- ・本指令は経済活動に関わりのない動物の輸送には適用されない。また獣医の指示の下で動物の医療のために行われる動物の輸送にも適用されない（1 条 5 項）。
- ・動物に傷害ないし必要以上の苦しみを引き起こす可能性の高いやり方で動物を輸送してはならない（3 条）。

- ・動物を輸送する際は以下の事項を記載した書類を携行しなければならない。動物の原産地と所有者，出発地，出発日時，予定目的地，想定所要時間（4条）。
- ・輸送者とその組織者（organizer）は，輸送が国境を越えかつ8時間を上回る場合は付属書IIに従い旅程記録（journey log）を作成しなければならない。第三国との間の輸送にも適用される（5条4項）。

（参考） 付属書II 旅程記録

計画，出発地，目的地，輸送者による行程記録，異常な例の報告

- ・輸送者は管轄当局の発行する免許を保持しなければならない。8時間を上回る輸送（long journey）には別途の免許を要する（6条1項）。
- ・輸送者は付属書Iの定める技術的規定に従って輸送しなければならない（6条3項）。

（参考） 付属書I 技術的規定

- 1章 動物の輸送に適した健康状態
- 2章 輸送手段
 1. 全ての輸送手段に関する規定
 2. 道路・鉄道輸送に関する追加規定
 3. フェリー船輸送に関する追加規定
 4. 航空輸送に関する追加規定
 5. コンテナ輸送に関する追加規定
- 3章 輸送作業
 1. 動物の積込み，積下ろしおよび取扱い
 2. 輸送中
- 4章 家畜運搬船ないし海洋コンテナ船に関する追加規定
 - 1節 家畜輸送船の作りと装備に関する要件
 - 2節 家畜運搬船ないし海洋コンテナ船における飼料と水の供給
- 5章 給水・給餌の間隔，旅程の長さおよび休憩時間
 1. ウマ科，ウシ亜科，羊，山羊，豚
 2. その他の種
- 6章 長い旅程に関する追加規定
 1. 全ての長い旅程
 2. 道路・鉄道・海上コンテナによる輸送時の給水
 3. 道路輸送手段の換気と温度監視
 4. ナビゲーションシステム
- 7章 積載密度（畜種別，輸送手段別）

ウマ科，ウシ亜科，羊・山羊，豚，家禽

- ・ 輸送者が動物の取り扱いを任せる職員は，付属書 I および II の関連規定に関する訓練を受けていなければならない（6 条 4 項）。
- ・ 輸送者は輸送中に動物の福祉を管理する添乗員を常に配備するようしなければならない（6 条 6 項）。
- ・ 運転手および添乗員は適格証を保持しなければならない（6 条 5 項）。
- ・ 輸送者は 2009 年 1 月 1 日以降（新規使用の輸送手段については 2007 年 1 月 1 日以降），8 時間を上回る輸送にナビゲーションシステムを使わなければならない（主要な畜種に限る）。
- ・ 8 時間を上回る輸送に用いる輸送手段とコンテナおよび 10 海里以上の輸送に用いる家畜運搬船は，予め査察を受けて認可を得なければならない（7 条）。
- ・ 出発地点，輸送中，目的地の家畜管理者（輸送者以外）は付属書 I の 1 章および 3 章 1 節に定める技術規定を満たすようしなければならない。家畜管理者は旅程記録に記入，署名し，また目的地（EC 内である場合）の家畜管理者は旅程記録を保存する（8 条）。
- ・ 集合地(assembly center)（異なる農場から集められた動物がまとめて輸送に引き渡される場所のこと）の運営者は，付属書 I の 1 章および 3 章 1 節に定める技術規定に従って動物が取り扱われるようしなければならない（9 条 1 項）。
- ・ EC の獣医法規にしたがって認可されている集合地の運営者が，動物の取り扱いを任せる職員は，付属書 I の関連技術規定に関する訓練を受けていなければならない（9 条 2 項）。
- ・ 輸送者免許の要件（10 条）。
- ・ 8 時間を上回る輸送のための輸送者免許の要件（11 条）。
- ・ 輸送者免許の申請先は 1 加盟国の 1 当局に限る（12 条）。
- ・ 管轄当局による免許の発行（13 条）。
- ・ 8 時間を上回る輸送の前に管轄当局が行う旅程記録関連の検査等の措置。第三国との間の輸送にも適用される（14 条）。
- ・ 8 時間を上回る輸送の出発地における検査。積込み前に実施。第三国との間の輸送にも適用される（15 条 2 項）。
- ・ 8 時間を上回る輸送中の任意の段階で管轄当局が行う旅程記録の検査。ランダムにあるいは的を絞って行う（15 条 1 項）。
- ・ 訓練課程および適格証（17 条）
- ・ 道路輸送手段（車両）の認可証（18 条）
- ・ 家畜運搬船の認可証（19 条）
- ・ 家畜運搬船の積込み・積下ろし時における査察（20 条）
- ・ 第三国と EU の間で出入りする場合の検査。加盟国で公認獣医専門家が行う（21 条）。
- ・ 輸送者の違反が見つかった場合の緊急措置（23 条）。

- ・加盟各国の連絡窓口に関する詳細情報の共有（24条）。
- ・加盟国は違反の罰則(penalties)を定める（25条）。
- ・違反に対する管轄当局の措置（26条）。
- ・管轄当局による査察と年次報告書（27条）。
- ・欧州委員会の獣医学専門家は当該加盟国と協力して現地の検査を行うことができる（28条）。
- ・適正実施指針（guides to good practice）の作成・普及の奨励（29条）。
- ・付属書と実施規定の改正手続き（30条）。
- ・欧州委員会は2011年1月1日までに欧州議会と理事会に報告書を提出する（32条）。
 - 輸送される動物, および拡大 EC 内における貿易の流れに対する本指令の影響に関するもの。
 - 動物の福祉の要求に関する科学的証拠と, ナビゲーションシステムの実施に関する報告書, および本指令の社会経済的な影響（地域的な側面を含む）を考慮に入れる。
 - もし必要であれば, 8時間を上回る長さの輸送に関する（とくに輸送時間, 休憩時間, 積載密度について）適当な立法提案を付することができる。
- ・本規則は2007年1月5日から適用される。ただし運転手と添乗員の適格証所持は2008年1月5日からの適用とする（37条）。

3-9 有機規則

正式名称：

「有機生産と有機産品表示ならびに規則（EEC）No. 2092/91の廃止に関する2007年6月28日の理事会規則（EC）No 834/2007」

詳細規定：

「有機生産と有機産品表示に関する理事会規則(EC) No 834/2007の実施のための有機生産, 表示および管理に関する詳細規定を定める2008年9月5日の欧州委員会規則（EC）No 889/2008」

3-9-1 概要

名称のとおり有機農業生産とその産品の表示について定めた規則である。高度の動物福祉基準は有機生産の主要な構成要素の一つ（説明条項1）として扱われており、とくに屋外への常時アクセスが明示的に盛り込まれている。有機畜産は土地に結びついた活動であるので、動物は可能なときはいつでも戸外または放牧地に出られるようにすべきであるとき

れている（説明条項 16）。詳細規則では各種の具体的な基準が定められている。

3-9-2 背景

有機農業生産に関する最初の法規は 1991 年の規則（(EEC) No. 2092/91）であった。しかし同規則は畜産生産を含まず、適当な期間以内に畜産生産に適用される同等のルールによって補完されるとした。これを受けて最終的には 1999 年の規則（(EC) No. 1804/1999）により、有機規則に家畜生産の基準が導入された。このとき、哺乳類と家禽が屋外に出られるようにする規定が盛り込まれた。

既往の指令：

1991 年 農産品の有機生産および農産品・食品におけるその表示に関する規則
((EEC) No. 2092/91)

1999 年 規則 2092/91 を補完して家畜生産を含める規則 ((EC) No. 1804/1999)

現行の規則 ((EC) No 834/2007) では、別途詳細規定を定める規則 ((EC) No 889/2008) が追加され、旧規則にあった家畜生産の詳細規定はそちらに移された。

3-9-3 おもな規定

- ・有機生産の目的の中では、持続可能な農業管理システムを確立する一環として、高度な動物福祉と、とりわけ種に固有の行動にかかる必要の尊重が挙げられている（3 条）。

（畜産にかかるルール 14 条）

- ・飼養方法と畜舎の状態

- 飼養者は動物の健康及び福祉にかかる必要について必要な基礎的知識と技術を有さねばならない（14 条 1 項 b(i)）。
- 飼養密度及び畜舎の状態を含む飼育方法(husbandry practices)は、動物の発育上の、および生理的・動物行動学的な必要を満たすようにしなければならない（14 条 1 項 b(ii)）。
- 家畜は常時(permanent)戸外（牧草地在が好ましい）に出られるようにしなければならない（14 条 1 項 b(iii)）。
- 家畜の繋留と隔離は原則禁止。個々の家畜について限られた期間、安全・福祉・獣医学上の正当な理由による場合に限られる（14 条 1 項 b(vi)）。
- 家畜の輸送時間は最小限にしなければならない（14 条 1 項 b(vii)）。
- 切除等の苦痛は動物の一生を通じて最小限にしなければならない（屠殺時を含む）（14 条 1 項 b(viii)）。

○養蜂で用いられる巣箱と器具はおもに天然素材製でなければならない(14条1項b(x))。

○養蜂産品の収穫にかかる方法として巣にいる蜂を殺すことは禁止(14条1項b(xi))。

・繁殖

○繁殖には自然な方法を用いなければならない。しかしながら人工授精は認められる(14条1項c(i))。

○繁殖をホルモンや類似の物質によって引き起こしてはならない(個々の動物の獣医学的な治療の一環でないかぎり)(14条1項c(ii))。

○それ以外の人工的な繁殖形態(クローンや胚移植など)を用いてはならない(14条1項c(iii))。

○適切な品種を選ばねばならない。品種の選択はまた、あらゆる苦痛を防ぎ、動物の切除(mutilation)の必要を避けることに貢献しなければならない(14条1項c(iv))。

・飼料

○家畜は常時牧草ないし粗飼料を食べられるようにしなければならない(14条1項d(iii))。

○成長促進剤および合成アミノ酸を使用してはならない(14条1項d(v))。

○乳離れていない哺乳類は天然の乳(母乳が望ましい)により飼養しなければならない(14条1項d(vi))。

・疾病予防と獣医学的治療

○疾病は動物の苦痛を防ぐため直ちに治療しなければならない(14条1項e(ii))。

(水生動物の生産にかかるルール 15条) ※ 概ね14条と類似

・飼養方法

○飼養者は動物の健康及び福祉にかかる必要について必要な基礎的知識と技術を有さねばならない(15条1項b(i))。

○給餌, 設備の設計(design of installations), 飼養密度及び水質を含む飼養方法(husbandry practices)は, 動物の発育上の, および生理的・動物行動学的な必要を満たすようにしなければならない(15条1項b(ii))。

○輸送は動物の福祉を維持するようになされなければならない(15条1項b(v))。

○動物の苦痛(屠殺時を含む)は最小限にしなければならない(15条1項b(vi))。

(詳細規定 (EC) No 889/2008)

- ・品種ないし系統の選択においては、その品種・系統の現地の諸条件への適応能力や、生命力、そして病気への抵抗力と、および幅広い生物多様性を考慮しなければならない。また、集約的生産に用いられるある種の品種・系統に関する特定の病気ないし健康障害を避けるよう選択しなければならない。地元の品種・系統が望ましい（8 条 1 項）。
- ・建物には自然の換気と光が大量に入るようにしなければならない（10 条 1 項）。
- ・動物が戸外で暮らせる適当な気候の地域では畜舎の使用を義務付けてはならない（10 条 2 項）。
- ・畜舎内の飼育密度は快適さと安寧を提供し、種に固有の要求を満たさねばならない。十分なスペース（筆者注：ブランベルの 5 つの自由を十分に満たす）を与える（10 条 3 項）。
- ・屋内および屋外の最低面積およびその他の畜舎の要件は畜種別に付属書 III（割愛）に定める（10 条 4 項）。
- ・生後 1 週間より後、子牛を個別の箱で飼育することは禁止（11 条 3 項）。
- ・雌豚は、妊娠の最終段階と授乳期を除き、群飼しなければならない（11 条 4 項）。
- ・子豚はフラットデッキや子豚ケージで飼育してはならない（11 条 5 項）。
- ・豚など（porcine animal）は運動場で糞と掘り返しを許されねばならない（11 条 6 項）。
- ・家禽はケージ内で飼育してはならない（12 条 1 項）。
- ・水鳥は天候と衛生状態が許す限りいつでも小川、池、湖あるいはプールを利用できなければならない（12 条 2 項）。
- ・禽舎は全ての鳥が容易に屋外エリアに出られるように作らなければならない（12 条 3 項(g)）。
- ・禽舎は家禽のための出入り穴を設けなければならない（12 条 3 項(d)）。
- ・禽舎の収容羽数は所定の値を越えてはならない。家禽の種類ごとに規定（鶏 4800 羽、採卵鶏 3000 羽など）（12 条 3 項(e)）。
- ・食肉生産用の禽舎は 1 棟 1600 平方mを上回ってはならない（12 条 3 項(f)）。
- ・集約的な育成方法の利用を防ぐため、家禽は最低限の日齢に達するまで育成するか、あるいは成長の遅い系統から導入しなければならない。最低育成日齢は家禽の種類別に規定（鶏の場合は 81 日）（12 条 5 項）。
- ・草食動物は気象条件が許す限りいつでも放牧のため草地を利用できなければならない（14 条 2 項）。
- ・ただし冬の間は屋外に出られなくともよい（14 条 3 項）。
- ・1 歳以上の去勢されていない雄牛は気象条件によらず草地ないし屋外に出られなければならない（14 条 4 項）。
- ・家禽の屋外エリアはおもに植生で覆われ、保護施設を設置し、そして十分な量の水入れと餌入れを利用できるようにしなければならない（14 条 6 項）。

3-10 CAP における動物福祉の施策

EU の共通農業政策（CAP）は大きく分けて 2 つの形で動物福祉を支援している。一つは農業助成の給付要件であり、もう一つは動物福祉に関連した取組みに対する助成である。なお、以下の記述は 2014 年から施行された新しい規則によっている。

3-10-1 クロスコンプライアンス（直接支払い）

「クロスコンプライアンス」は直接支払いの受給要件の一つであり、農業の多面的機能を促進するための規定である。対象となる分野は①環境・気候変動・土地の良好な農業状態、②公衆・動物・植物衛生、③動物福祉である（横断的規則(1306/2013) 93 条）。

クロスコンプライアンスは二つの部分、すなわち EU 法の下における法定管理要件 (SMR) と、各加盟国の定める「良好な農業・環境の状態」(GAEC)の基準からなる（横断的規則(1306/2013)93 条）。前者の SMR は既存法令の順守を求めるものであり、動物福祉はここに含まれる。具体的には以下の 3 つの理事会指令が挙げられている。

- ・子牛指令（2008/119/EC 3 条, 4 条）
- ・豚指令（2008/120/EC 3 条, 4 条）
- ・農用動物指令（98/58/EC 4 条）

3-10-2 牛の生体輸出補助金（市場施策）

肉用牛・肉用子牛の生体輸出に対する輸出補助金（輸出割戻金）は、EU 法の規定する動物福祉の要件を順守することが条件となっている（市場管理機構 (CMO) 規則 (1308/2013) 200 条）。

3-10-3 農村振興政策における動物福祉支

3-10-3-1 農村振興政策の優先課題

CAP の農村振興政策は多様な施策を包含しており、加盟国が任意で施策を選択し組み合わせて農村振興プログラムを策定する。財政費用は CAP 財政と加盟国（場合により地域や施策の参加主体も）が共同で拠出する。

農村振興政策の 6 つの優先課題のうち一つは、以下のとおり動物福祉の促進を含んでいる。

優先課題 3 「フードチェーン組織（農産物の加工・販売を含む）、動物福祉、および農業のリスク管理を促進すること」（農村振興規則（1305/2013）5 条 3 項）

3-10-3-2 動物福祉支払い

動物福祉支払いは、自発的に動物福祉の取組みを行う（営農実態のある）農業者に対す

る助成である（33 条）。ただしその取組みは、クロスコンプライアンスおよびその他の義務的要件を上回るものでなければならない。取組み期間は 1 年間から 7 年間であり、更新可能である。

この助成金は年単位で給付され、当該取組みによる追加的費用および所得減少（**income foregone**）、そして必要であれば取引費用（ただし最高で助成金額の 20%まで）の全部または一部を補償する（33 条）。支払いの上限は 1 労働単位当たり 5 百ユーロである（33 条 3 項および付属書 II）。

3-10-3-3 品質保証制度への助成

農産物および食品の品質保証制度（**quality scheme**）に対する助成（16 条）の対象となるのは、(a)EU の各種規則に基づく品質保証のほか、(b)加盟国独自の品質保証（農場の認証制度を含む）、(c)加盟国政府が認めた自発的な品質保証制度（第 16 条 b 項）である。

このうち(b)（各国独自の品質保証制度）には、以下の種類があり、動物福祉を含んでいる。

- ・ 特定の産品の特徴
- ・ 特定の農業ないし生産の方法
- ・ 公衆・動物・植物衛生、動物福祉、ないし環境保護について、商業規格（**commercial commodity standards**）を明らかに上回る最終産品の品質

また(c)（自発的な品質保証制度）には対象分野の規定がないため、動物福祉を対象とすることも可能と考えられる。

4 動物福祉政策の課題と対応

4-1 規制の施行とその影響

4-1-1 加盟国の順守問題

採卵鶏用ケージ規格の変更や、繁殖雌豚のストール飼いの禁止は、長い猶予期間を設けたにも関わらず実施が順調ではなく、以下にみるとおり当初は順守できない加盟国が続出した。

4-1-1-1 EU法の違反手続き

欧州委員会は、加盟国が基本条約の義務に違反した場合は理由を付した意見を表明し、当該国が委員会の定めた期限内に意見に従わない場合は欧州裁判所に提訴することができる（EU機能条約 258 条）。とくに、加盟国が指令の（理事会と欧州議会の合意を得た）実施期限を守らなかった場合は、欧州委員会が欧州裁判所に対し適当な額を明記して、当該加盟国に罰金を科すよう求めることができる（EU機能条約 260 条(3)）。

実際の違反手続き（infringement procedure）（注 16）は、まず欧州委員会が加盟国に正式通知文書（letter of formal notice）を送付し、一定の猶予期間（通常は 2 カ月）を与える。それでも是正されない場合は、次に理由を付した意見書（reasoned opinion）を送付し、また一定の猶予期間（通常は 2 カ月）を与える。順守できない場合、欧州委員会は欧州裁判所に提訴することができるが、約 95%の違反例では提訴にいたる前に加盟国が法令を順守している。

4-1-1-2 採卵鶏指令の場合

採卵鶏指令については、国内法規の整備と規制実施の両方で複数の国が違反を指摘された。

1999 年の指令で狭いケージの使用が禁止された際、12 年間の猶予期間が設定された。しかし業界からは猶予期間の終わりが近づいても延長を要望する声が上がっていた（Agra Europe Jan 8 2008, Jan 2 2009）。

採卵鶏指令の規定により、加盟国は 2002 年 1 月 1 日までに指令に対応する国内法規を施行しなければならない。しかし対応の間に合わない加盟国は少なくなかった。1 年後の 2003 年 1 月 13 日、欧州委員会は 5 カ国（オーストリア、ベルギー、ギリシャ、イタリア、ポルトガル）に理由を付した意見書を送付した（以下、欧州委員会の報道発表による）。さらに半年後の同年 7 月 14 日、欧州委員会は 4 カ国（オーストリア、ベルギー、ギリシャ、イタリア）を欧州裁判所に訴えた。

そして 2012 年 1 月 1 日に、狭いケージの使用禁止が発効すると、今度は加盟国の約半数が違反手続きの対象となった。欧州委員会は規定の発効から 1 カ月経たない同月 26 日に、13 か国に正式な通知文書を送付し、さらに同年 6 月 21 日、欧州委員会は 13 か国に理由を付した意見書を送付した。うち 11 か国はその後順守にいたったものの、残り 2 カ国（ギリシャとイタリア）は翌 2013 年 4 月 25 日、欧州裁判所に訴えられた。

4-1-1-3 豚指令の場合

2001 年の豚指令は、妊娠中（最初の 4 週間を除く）の雌豚を個別別にストールに入れて飼う方式から、群れ飼いに移行することが定められた。採卵鶏指令の場合と同様に 12 年間の猶予期間が設けられた。

この規定の発効が 7 カ月ほど先まで迫った 2012 年 4 月 26 日の時点で、発効当初から順守できる加盟国は（27 か国のうち）16 か国と推定された（以下、欧州委員会の報道発表による）。そして 2013 年 1 月 1 日に、雌豚のストール飼いを禁止が発効すると、欧州委員会は翌 2 月の 21 に、9 カ国に正式通知文書を送付し、雌豚の群れ飼いを徹底するよう求めた。さらに翌 2014 年の 1 月 23 日には、欧州委員会は 4 カ国に意見を付した意見書を送付した（Agra Europe, 23 Jan 2014）。2 カ月以内に完全実施しなければ欧州裁判所に訴えることになり、加盟国は敗訴した場合、罰金を科される可能性がある。くわえて欧州委員会はこの時点で 2 カ国に正式通知文書を出しており、2 カ月以内に順守しなければ最終警告へ移行する。また別の 5 カ国については順守状況を評価中であった。

（注 16）EU の報道資料による（http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-12-12_en.htm?locale=en）。

4-1-2 豚の産地移動

第 II 部報告書でも言及しているとおり、豚指令の適用によって規制の強化された子豚生産から撤退（あるいは当該部門が縮小）する国が出てきた結果、子豚の生体貿易が増加している。動物福祉規制が産地移動をもたらしているといえよう。これが EU 内における新たな国際分業として定着する可能性もあろう。

4-2 国際的な側面

4-2-1 競争上の懸念

EU における農業動物福祉要件の増大は、関連費用とひいては EU の競争力と貿易に影響がある、そして EU（あるいは EU 法令の規定よりも高度な動物福祉を定める加盟国）の外からの低福祉製品の輸入が生産費用の面で優位になる、との根強い懸念がある（注 17）。そうした懸念には政治的な影響力があり、例えば 2007 年のブロイラー指令の一部の条項は、EU 生産者の世界に対する競争力を弱めるとの懸念から可決前に取り下げられた。

なお、既存の法規のいくつかは輸入される家畜や畜産物に EU と同等の動物福祉基準を義務付けている。子牛指令（2008/119/EC）8 条と豚指令（2008/120/EC）9 条は、いずれも生体輸入される当該家畜に EU と同等の基準を満たすことを求めている。同様に屠殺規則（No（EC）1099/2009）の 12 条は輸入される食肉に EU と同等の基準を満たすことを求めている。そして輸送規則（（EC）No 1/2005）の 5 条 4 項，14 条 1 項，15 条 2 項は第三国との間の輸送にも適用される。そのため「EC のアニマルウェルフェア法制の EU 以外の国への影響を過小評価してはならない」（アップルビー&ヒューズ 2009: p.258）。

農相理事会はこれまで、輸入産品に動物福祉要件を課す目的で WTO 協定に動物福祉を含めるよう主張してきた。しかし歴史的に EU 外の多くの国は国際貿易協定で動物福祉上の関心を正式なものにすることに後ろ向きであった。EU への輸出に対する非関税障壁になるとみられたためである。EU の農業者は、このような動物福祉と現行貿易ルールの問題により、動物福祉基準の引き上げは困難であるとみなしてきた。

こうした状況下で国際貿易協定に動物福祉の関心をさらに取り込むには、OIE の WTO への勧告が重要である。OIE の衛生基準は WTO に認められている。

4-2-2 対外的な取組み

EU は欧州委員会を中心に国際機関など EU 外における動物福祉を促進している。農用動物に関する取組みは以下のとおり（注 18）。

- ・ 欧州委員会は世界動物保健機関（略称の OIE は旧称による。日本の加盟条約（1930 年）では旧称の「国際獣疫事務局」が用いられている）の活動に積極的に参画している。

OIE は世界 178 か国（2013 年）の参加する政府間機関であり、動物衛生に関する国際基準の作成等を行っている。WTO は OIE をリファレンス組織として認めている。また、すべての EU 加盟国は OIE に加盟している。

OIE は 2001-2005 年の戦略計画で動物福祉を優先事項と定めて以来、主導的な役割を果たしている。2002 年に常設の動物福祉作業部会が設置され、2004 年には陸生動物衛生規約に動物福祉の基本指針が盛り込まれた。その後 2005 年以来、陸生動物衛生規約および水生動物衛生規約に 12 件の基準が採択された。畜産に関するものとしては動物の輸送、屠殺、肉牛生産、肉用鶏生産などがある。また 2004 年以来 4 年ごとに OIE 世界動物福祉会議を開催し、動物福祉の普及と実施を支援している。

- ・ 欧州委員会は FAO，WHO，世銀とも協力して動物福祉の推進に努めている。FAO による動物福祉の普及活動に積極的に貢献し、その一環として FAO の Web サイト内に動物福祉のポータルサイト（注 19）が設置された。
- ・ EU は国際食品規格委員会（コーデックス委員会）における有機産品基準の検討にも積極的に関与している。コーデックスは輸出国の有機産品基準を EU と同等と認める際の基

準に用いられる。

- ・欧州委員会は、二国間動物衛生協定に自主的な動物福祉基準を組み込むよう努めている。自由貿易協定としてはチリ（2002年）との間で初めて衛生・植物検疫（SPS）の章に動物福祉が盛り込まれ、その後の先例となった。その後欧州外で2004年にカナダ、2010年には韓国、中米（コスタリカ、エルサルバドル、ガテマラ、ホンジュラス、パナマ、ニカラグア）、コロンビアおよびペルーへと拡大した。その他にタイおよびヴェトナムとの協力連携協定にも動物福祉が含まれており、ニュージーランド（2007年）およびオーストラリア（2008年）とは動物福祉に関する協力フォーラムを設置している（SEC(2012) 55 final: pp.85-86）。

また、2013年1月にはブラジルとの間で新たな覚書に署名し、農用動物の福祉について協議する仕組みを設置した。協議ではOIEの諸勧告を基準に用いる（Agra Europe, 29 Jan 2013）。最近では米国とのTTIPや、メルコスール（南米共同市場。加盟国はブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、アルゼンチン、ヴェネズエラ）との交渉で動物福祉が取り上げられ、難航している。

また、EUでは国際対応のための調査も行っている。農用動物指令（98/58/EEC）はEUへの輸出国における動物福祉政策等の調査を定めた（3-2-3を参照）。また2012-2015年の動物福祉戦略（次節）によれば、世界市場における欧州畜産生産者の競争力に動物福祉の国際的活動が及ぼす影響について、2014年に報告書を提出する見込みである。

（注17）本項はおもに Benett & Appleby（2011: p.253）による。

（注18）おもに DG SANCO(2010)およびOIEのWebサイト（<http://www.oie.int/>）を参照した。

（注19）Gatesay to Farm Animal Welfare（<http://www.fao.org/ag/againfo/themes/animal-welfare/en/>）

4-3 2012-2015年の動物福祉戦略

欧州委員会は2006年に初めて、動物福祉に関するEUの各種施策をまとめた「動物の保護と福祉に関する2006-2010年の共同体行動計画」を採択した。この計画の実施期間中には、新規に肉用鶏指令が導入され、屠殺規則、豚指令、子牛指令がそれぞれ改正された。

これを引き継いで2012年には「動物の保護と福祉に関する2012-2015年のEU戦略」が提出された。現在、動物福祉政策に関する取組みはこれに沿って進められている。この戦略では、既存制度の問題への対応に重点が置かれており、法規の枠組み見直しや制度の実効性を確保するための対策が検討されている（注20）。

4-3-1 現状の課題

まず動物福祉分野のEU法規においては、いくつもの規定が完全には適用されていない。一部の加盟国はステークホルダーへの周知、査察官の養成、検査の実施、制裁措置を十分に実施していない。またいくつかの加盟国においては、当局が所定の根拠なしに規定から

の逸脱を許可するので、多数の動物が気絶処置なしに屠殺されている。生産等の方式変更には数年間の猶予期間を認めているのにもかかわらず、移行は必ずしも適時になされない。

その背景としては、加盟国間では農法・気候条件・土地の条件が異なるため、一律のルールは合意が難しく、適切な実施はさらに困難である。またそれにくわえて、法規（の精神と条項）の順守を促進する上では、動物福祉に対する文化的な価値判断（cultural appreciation）が本質的な役割を果たしている。

動物福祉に関する情報の伝達にも問題がある。動物福祉への対応による畜産の追加的コストは2%程度（畜産と実験の合計の値）とみられる。しかし動物福祉基準を達成するためにこれだけの負担がなされているのに対して、そうした取組みについて消費者への周知は十分になされていない。EUにおいて動物福祉は64%の人々にとって重要な問題であるにも関わらず、十分な情報が与えられないため、食品購買時の選択はおもにその食品の価格および直接的に確認できる特徴に従ってなされている。また他の部門でも、多くのステークホルダーは動物福祉について十分な知識を有していない。たとえば生産方式における代替方式を知らない場合は変更には抵抗する傾向にある。

くわえて既存の法規自体についてもいくつかの課題がある。農用動物指令の規定内容はあまりに一般的で効果が薄く、その一方で畜種別法規のない乳牛や肉牛の問題には対応できない。また、豚指令・輸送規則・屠殺規則ではそれぞれ別個に動物取扱者の適格要件が導入されたが、農用動物指令にはそうした規定がないため他の畜種や分野は対象外となっている。

4-3-2 基本方策

4-3-2-1 一般枠組み法規の導入

これまでEUは各種の動物福祉に対応する個別法規を制定してきたが、共通の問題に対処するため、経済活動用に飼育される動物すべて（必要に応じペットを含む）を対象とする簡素化された規定のありかたを検討する。簡素化にくわえて、事務負担の軽減と、動物福祉基準にかかる費用の増大抑制に配慮し、動物福祉基準の潜在的な付加価値とあわせてEU食品産業の競争力に貢献する。

以下の4点が検討される。

- (a) 既存の規定はもっぱら各種経済活動のやり方（input）を規制してきたが、新たにその結果である動物の状態に基づいた科学的に根拠のある福祉指標を導入することにより、法規の枠組みを簡素化し、家畜生産者の競争力を改善するための裁量を認めることが可能になるかもしれない。
- (b) 消費者に対して購入時の選択に十分な動物福祉の情報を提供する。他のEU政策分野との共同も検討する。
- (c) 「欧州照会センター・ネットワーク」を設置する。おもな目的は、加盟国当局に対し、

とくに新たな動物福祉指標（上述）に関連して整合的かつ統一された専門的情報を提供することである。加盟当局の職員や第三国の専門家を対象とする訓練課程も提供する。

(d) 動物を取扱う従業員の共通適格要件を導入する。さらに工程・施設・機器の設計責任者に適用される適格要件も検討する。

4-3-2-2 加盟国への支援と法規遵守の改善方策

加盟国による法規遵守の強化を優先事項として取り組む。

最も重要な取り組みとして、引続き食品獣医局による加盟国の検査と、加盟国の法規違反に対する処置など基本条約に定められた権限（必要であれば欧州裁判所に告訴）を積極的に適用する。

しかしながら欧州委員会は、適切な教育方策が事業者と加盟国に順守の文化を浸透させる強力な手段になり得ると確信しており、欧州照会センター・ネットワークに期待している。また獣医査察官の養成を強化し、加盟国当局への助言を拡大する。

さらに個別の動物福祉法規について、具体的な指針ないし実施ルールを策定する。

4-3-2-3 国際協力の支援

- 二国間貿易協定ないし協力フォーラムに動物福祉を盛り込む努力を継続する（2011年には動物福祉を含む FTA が倍増した）。
- 多国間の枠組み、とくに OIE と FAO で積極的な関与を続ける。
- 近隣諸国政策への組み込みを改善する方法を検討する。
- 動物福祉に関する EU の考え方を広めるために大がかりな国際イベントを必要に応じて開催する。

4-3-2-4 消費者と公衆に対する適切な情報の提供

EU 消費者に食料生産動物に適用される EU 法規について知らせ、動物福祉に関する誤った主張に惑わされないようにする必要がある。既に加盟諸国では各種の取り組みがなされていることから、まずは各国の取り組みを調査し、全体像を明らかにしたうえで、国をまたぐ情報キャンペーンへの助成など EU の果たすべき役割を検討する。

4-3-2-5 CAP 施策間の相乗効果を最大限にする

EU の動物福祉支援のうち 71% は CAP の農村振興プログラムに使われている。緊縮財政の下で CAP 施策（クロスコンプライアンス、農振振興、販売促進施策、品質政策、有機農業など）間の協調を強化するため、関係部局間で検討を行う。

4-3-2-6 魚の福祉に関する研究

魚は輸送規則と屠殺規則の適用対象であるが、魚に関する特別な規定はない。科学的諮

問に基づき適切な施策を検討する。

表 「動物の保護と福祉に関する 2012-2015 年の EU 戦略」 の実施予定事項

想定される取組み	年
採卵鶏の保護に関する一連の施行(指令 1999/74/EC)	2012
雌豚の群飼の実施計画と施行(指令 2008/120/EC)	
屠殺規則の群飼の実施計画と施行(理事会指令 (EC) No 1099/2009)	
輸送中の動物の EU 実施規定ないし指針	
食肉生産のために繁殖・飼育される鶏の福祉に対する遺伝的選抜の影響に関する欧州議会と理事会への報告書*	
犬猫の毛皮の販売を禁ずる規則(EC) No 1523/2007 の適用に関する欧州議会と理事会への報告書*	
養殖魚を殺す際の福祉に関する研究	
家禽に対する気絶処置の各種方法に関する欧州議会と理事会への報告書*	2013
指令 98/58/EC の実施に関する理事会への報告書*	
豚の保護に関する EU 指針	
動物福祉教育と一般公衆および消費者に向けた情報活動に関する研究	
動物の気絶処置に関する適切な情報を消費者に提供するための機会に関する研究*	
輸送中における養殖後の福祉に関する研究	2014
動物福祉に関する簡素化された EU 法枠組みの立法提案の可能性	
動物福祉の国際的活動が、欧州の畜産生産者の世界市場における競争力に及ぼす影響に関する報告書	
牛を上下反転ないしその他の不自然な姿勢で拘束する方式に関する欧州議会と理事会への報告書*	
商業活動に用いられる犬と猫の福祉に関する研究	
動物を殺す際の保護に関する EU 指針ないし実施規定	2015
魚を殺す際の保護に関するある種の要件の導入可能性に関する欧州議会と理事会への報告書*	
指令 2007/43/EC の適用と、(食肉生産のために繁殖・飼育される) 鶏の福祉への影響に関する欧州議会と理事会への報告書*	

出所 COM (2012) 6 final/2 付属書

(注) 「*」印は EU 法規で義務付けられているもの。

4-3-3 具体的な取組み事項

想定されている具体的な取組み事項は表に示したとおりである。既存法規の施行に関わ

るものと、既存法規で定められた報告書が過半を占めている。それ例外で複数あるのは既存の個別法規に関する EU 指針ないし実施規定が 3 件、養殖魚の福祉に関する研究が 2 件（くわえて既存法規に基づく報告書 1 件あり）である。そのほかには簡素化された動物福祉の枠組み法規、動物福祉に関する国際的活動の影響、商業活動に用いられる犬と猫の福祉がある。

4-3-4 戦略の向かう方向

法規順守問題の背景には加盟国間における農業条件の違いと、動物福祉に対する考え方の違いがある。新戦略による対応の方向は、新たな福祉指標の導入により規制を簡素化して加盟国や事業者には柔軟性・裁量を持たせるとともに、EU 共通の教育によって順守の文化を根付かせるということのようである。

また消費者には動物福祉政策の内容について、事業者や当局には代替技術や新たな科学的知見についての十分な情報を提供する。それによって施策は消費者に評価され、また関係者に受け入れられやすくなることが期待されている。

規制の簡素化についても、また消費者への情報提供についても、EU より低水準の動物福祉の下で生産された輸入製品との競合に配慮していることが読み取れよう。

この戦略では、新たな分野や畜種の法規を増やすことよりも、既存制度の問題への対処と再検討、そして情報の円滑な提供が中心となっている。動物の状態に基づく新たな福祉指標は、動物の飼養や取扱いの方法に焦点を当てていたこれまでの規制からの大きな転換につながる可能性がある。全体として 2012-2015 年は次の大きな変革へ向けた準備期間となるのかもしれない。

（注 20）以下、戦略の内容は COM (2012) 6 final/2 による。

（文献）

アップルビー&ヒューズ編著(2009)『動物への配慮の科学：アニマルウェルフェアをめざして』チクサン出版社。

Bekoff, Marc ed. (2009) *Encyclopedia of Animal Rights and Animal Welfare*, 2nd edition, Greenwood.

Benett, Richard & Michael Appleby (2011) “Animal welfare policy in the European Union”, *EU policy for agriculture, food and rural areas*, 2nd edition, pp.249-258, Wageningen Academic Publishers, Wageningen, Netherland.

コックス, ジャニス・H 編(2005)「ヨーロッパにおける動物保護法」, 地球生物会議『動物保護法の策定と運用のために』, ALIVE 資料集 (23).

DG SANCO (2010) “Evaluation of the EU Policy on Animal Welfare and Possible Policy Options for the Future”, Final Report, submitted by: GHK in association with ADAS UK (Food Policy Evaluation Consortium), Dec.

European Commission (2012) “European Union Strategy for the Protection and Welfare

- of Animals 2012-2015”, Communication from The Commission to The European Parliament, The Council and The European Economic and Social Committee, COM (2012) 6 final/2, 15 Feb.
- European Commission (2012) “Impact Assessment Accompanying the document Communication from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee on the European Union Strategy for the Protection and Welfare of Animals 2012-2015”, Commission Staff Working Paper, SEC(2012) 55 final, 19 Jan.
- Francione, Gary L. (2009) “Animal Rights Movement, New Welfarism”, Bekoff, Marc ed. *Encyclopedia of Animal Rights and Animal Welfare*, 2nd edition, Greenwood, pp.38-42.
- Hardouin-Fugier, Elisabeth (2006) “From animas suffering to animal welfare: the progressive attainment of animal rights in Eurpe”, Council of Europe ed. *Animal Welfare, Ethical Eye* (series), pp.171-184.
- Knierim, Ute, Pajor, Edmond A., Jackson, William T., and Steiger, Andreas (2011) “Incentives and Enforcement,” Appleby, Michael C., Mench, Joy A., Olsson, I. Anna S., Hughes, Barry O. ed. *Animal Welfare*, 2nd edition, CAB International, pp.291-303.
- 小林勝 (2009) 『リスボン条約』 御茶の水書房.
- Phelps, Norm (2009) “Religion, History, and The Animal Protection Movement”, Bekoff, Marc ed. *Encyclopedia of Animal Rights and Animal Welfare*, 2nd edition, Greenwood, pp.481-485.
- Phelps, Norm (2007) *The Longest Struggle: Animal Advocacy from Pythagoras to Peta*, Lantern Books.
- Radford, Mike (2001) *Animal Welfare Law in Britain: Regulation and Responsibility*, Oxford University Press.
- Regan, Tom (2009) “Animal Rights”, Bekoff, Marc ed. *Encyclopedia of Animal Rights and Animal Welfare*, 2nd edition, Greenwood, pp.36-38.
- 庄司克宏 (2013) 『新 EU 法 基礎篇』 岩波書店.
- 地球生物会議 (2004) 『畜産動物の福祉に関する欧州協定と主な EU 法』, ALIVE 資料集 (19), 海外の動物保護法 5 EU・国際編.
- 地球環境会議 (2007) 『英国・動物福祉法 2006』 ALIVE 資料集 (26), 海外の動物保護法 7.
- 松木洋一・永松美希編著 (2004) 『日本と EU の有機畜産：ファームアニマルウェルフェアの実態』 農文協.
- 佐藤衆介 (2005) 『アニマルウェルフェア：動物の幸せについての科学と倫理』 東京大学出版会.